

フランスの大学・学位制度

| | |
|------------------------------------|-----|
| 1. 高等教育プログラムを提供する機関の概要 | 96 |
| 1.1 高等教育の定義とその原則（資料1参照） | 96 |
| 1.2 公高等教育について | 97 |
| 1.3 高等教育機関の在籍者 | 99 |
| 2. 大学と免状授与権（学位付与） | 101 |
| 2.1 大学と免状授与権の関係 | 101 |
| 2.2 設置形態と設置認可 | 103 |
| 2.3 自律性（大学の自治） | 104 |
| 2.4 「大学」名称の規制 | 105 |
| 2.5 第3段階の教育機関（研究機関も含む）と学位免状授与権 | 105 |
| 3. 学位と学位免状授与 | 110 |
| 3.1 学位の定義と種類 | 110 |
| 3.2 学位免状授与権の認証 | 114 |
| 3.3 学位課程における免状授与 | 117 |
| 3.4 「学位」名称の規制 | 119 |
| 3.5 学位の質保証 | 120 |
| 3.6 大学等の免状と職業資格との関係 | 122 |
| 4. 学位制度の新動向 | 124 |
| 4.1 新しい評価システム：研究・高等教育評価機構（AERES） | 124 |
| 4.2 高等教育・研究拠点（PRES）の形成と共同免状の促進 | 126 |
| 4.3 「全国職業資格総覧」の創立とそれによる免状・職業資格の質保証 | 128 |
| 4.4 通常の大学教育を経由しない免状取得制度 | 128 |
| 参考文献 | 134 |
| 資料 | 136 |

フランスの大学・学位制度

大場 淳・夏日達也

フランスの学位制度の特徴の一つは、多様な高等教育機関の存在を反映し、多様な高教育課程並びにその修了を証明する証書として多様な免状 (diplôme) が存在することである。特定の免状が課程修了者に授与される効果として、学位 (grade) 又は称号 (titre) が当該免状保持者に付与される (以下学位又は称号を付与する免状をそれぞれ「学位免状」, 「称号免状」と言う)。高等教育機関の設置は原則自由であるものの、免状授与の多くを授与権認証 (habilitation) を通して国が統制することによって学位等の質の担保が図られている (国家免状制度 (diplôme national))。2002年、ボローニャ・プロセスに伴って、フランスにおいても欧州高等教育圏に対応した学士 (リサンス)¹—修士 (マスター) —博士 (ドクトラ)² の学位に基づく教育制度 (LMD, 英語では BMD) が導入され、フランスの学位制度は国際的通用性や学習成果 (質保証) を重視したものになってきている。

日本との比較においては、学位免状授与権を有するフランスの高等教育機関は必ずしも大学に限定されない点が大きな差異として指摘され得る。フランスの大学の数は多くなく (約80), 比較的規模の大きな複数学問領域で構成される機関に限定され、その在籍者が高等教育在籍者全体に占める割合は6割強に止まっている。半面、日本の設置認可に対応する学位免状授与権の認証 (但し有効期間4年) は、大学以外の機関も含めて高等教育を担当する国民教育省²が一括して管理している。したがって、日仏両国の高等教育制度を比較する場合、日本の大学・短期大学に対応するフランスの高等教育機関には、大学だけでなく、他の学位免状授与権を持つ機関を含めて考察することが不可欠である。

学位・称号・免状について

免状は、特定の教育課程ごとにその学修成果を認定する証書として授与されるものである。そのうち、国が授与権認証 (habilitation) を行うことによって統制する免状は「国家免状 (diplôme national)」と呼ばれる。国家免状で学位又は称号と関連付けられているものについては、その保持者に対して課程共通である学位又は称号が自動的に付与される。大学等の高等教育機関が授与するのは免状であって、学位・称号を授与するものではない。したがって、機関による「学位授与」という概念が存在しない。

法令上、バカロレア、リサンス (学士)、博士が学位とされてきたが、LMD の導入に際して新たに修士 (master) が追加された。法令では、学位、称号、免状は区別されているが、一般的にはこれら全てを包括する表現として“diplôme”が用いられている。例えば、ボローニャ・プロセスの基礎となったソルボンヌ宣言 (1998年) 及びボローニャ宣言 (1999年) の仏文にお

¹ LMD 導入以前にもリサンス課程はあるが、大学3年次の1年間の課程であって、導入後の1~3年次の課程とは異なっている。両者を区別するため、本稿ではLMD導入後のリサンスを「学士」と表記する。

² フランスでは内閣が代わる度に省庁構成が変わるため、教育行政を所管する省の名前が一定しない。本稿では、便宜上教育行政所管省を「国民教育省」、担当大臣を「国民教育大臣」と記す。2010年1月現在、高等教育行政を所管するのは高等教育・研究省であり、国民教育省とは別の組織になっているが、本稿では統一して「国民教育省」を用いる。

いても、学位（英語の“degree”）に対応する記述には全て“diplôme”が充てられている。なお、国家免状のうち、学士、修士、博士については、学位の名称と同じであるので注意を要する。例えば、学士の学位を付与する免状として学士以外に職業学士（licence professionnelle）があり、また、修士の学位を付与する免状は修士以外に技師（ingénieur）など幾つか存在する。

フランスの高等教育関係の日本語文献においては、記述の煩雑さを避けるために「学位」や「称号」と「免状」を区別せずに、総括的に「学位」を用いて記述しているものが少なくない（「国家学位」や「学位授与権（認証）」はその派生）。本稿では、正確を期すため、「学位」、「称号」、「免状」を法令等に基づいて区別して記述する。フランスの学位等の制度については大場（2008a）参照。

フランスの大学は全て法人格を有する国立機関（政令に基づいて設置）である。大学は法令で広範な自律性（autonomie）を認められているが、同国行政の中央集権的な性格を反映して、財務や人事、教育内容等あらゆる面において様々な制約が国によって課せられ、自律性拡大が長年の課題であった。2007年、サルコジ＝フィヨン政権の下、大学の自律性を大幅に拡大する大学の自由と責任に関する法律（LRU）が成立し、漸く自律性拡大の基礎ができた。同法は2009年から適用され、同年1月1日に85大学中20大学が、翌2010年1月1日に更に33大学がそれぞれ新体制に移行し、LRUが適用される大学は全83大学中51大学となった³。

自律性拡大と併せて、大学外の機関も含めた高等教育機関間の連携が推進されてきている。2006年の研究計画法に基づく研究・高等教育拠点（PRES）が各所に設けられ、機関を超えた教育の提供や共同免状の授与が拡大してきた。また、ボローニャ・プロセスが求める質保証に対応して、同法に基づいて研究・高等教育評価機構（AERES）が設置され、機関評価のみならず、国家免状授与権の審査を担うようになるなど、高等教育の評価体制の整備が図られてきている。

なお、本編を読むに際して、言及された仏語の多くには定訳がないことに留意されたい。本編では、読者の便を考慮して訳語の統一を図った。その際、執筆者間で訳語が異なるものについては本編編集担当者の責任において統一作業を行った。このため、執筆者及びその他の研究者のこれまでの著作物に用いられた訳語と異なる場合がある。

1. 高等教育プログラムを提供する機関の概要

フランスにおいて、高等教育プログラムは大学を含む多様な機関によって提供されている。大学（université）は、公高等教育（service public de l'enseignement supérieur）を担う多様な高等教育機関の一つである。本節は、高等教育全般の原則並びに公高等教育の定義・目的について概説する。

1.1 高等教育の定義とその原則（資料1参照）

1.1.1 定義

1875年7月12日の高等教育の自由に関する法律第1条（現教育法典 L. 151-6条⁴）は「高等教育は自由である」と規定し、原則として、高等教育の実施は個人（又は団体）の自由であると定めている。しかし、教育法典やその他の法令では高等教育（enseignement supérieur）の明瞭な定義

³ 大学の統合（ストラスブール1～3の3大学がストラスブール大学に）によって、大学総数は85から83に減少している。

⁴ 特に断りのない限り、以下に引用する法令は教育法典（Code de l'éducation）の条文である。

は存在せず、同法で言う「高等教育の自由」の内容は必ずしも明確ではない。Prélot (1989) は、高等教育の積極的定義は困難であり、不明瞭ではあるものの、中等教育に引き続いて行われる教育といった定義が多用されることを述べている。また、2008年3月25日に行った国民教育研究行政名誉総監査官ティエリ・マラン氏への聴き取り及びその後提供された資料（以下「マラン氏聴き取り」と言う）でも、高等教育は中等後教育又はバカロレア後教育と事実上同義であるとされる（公高等教育に関する L. 123-1条（下記）参照）。

1.1.2 全般的原則

フランス共和国憲法（1946年憲法前文⁵）及びそれを受けた L.141-1条は、国家（Nation）は教授（instruction）・教育（formation）⁶・文化（culture）の享受を保障するとし、あらゆる段階の無償・非宗教的公教育（enseignement public gratuit et laïque）を編成することは国（État）の義務であるとしている。L. 111-1条は教育（éducation）は国家の最優先事項と定め、それに続く諸条文で公教育の目的や使命等について詳しく規定している（次項参照）。

私立学校については、国籍等の制約を除けば設立は原則として自由であるが、財政的支援や国家免状授与等については国と契約を締結したり、国から認証を受ける必要がある。ほとんどの私立学校は公教育の中で運営されており、例えば初等中等諸学校は、国と契約を締結することによって学習指導要領に従った教育を行う義務を負う反面、その教員給与は国の負担となる。

私立高等教育機関には大きく分けて、以下の二種類がある⁷。

○ 私立自由高等教育機関（établissement privé d'enseignement supérieur libre）

1875年6月12日の高等教育の自由に関する法律（現在は教育法典に収録）に基づいて設立される総合的私立高等教育機関。大学と協定を結ぶことによって国家免状に至る教育を実施することが可能である。カトリック系の私立高等教育機関については、フランス及びバチカン両国の2008年12月18日付合意⁸の実施にかかる政令第2009-427号（2009年4月16日）に基づいて、これらの機関が授与（付与）する学位・免状でバチカンの認証を受けたものはフランスにおいて同等と認められることとなった。但し、カトリック系高等教育機関が授与する免状で相互認証の対象となるのは、フランスの免状ではなくバチカンの免状であるので、必ずしも同等の効力をフランスで持つ訳ではない⁹。

○ 私立専門教育機関（établissement privé d'enseignement technique）技師学校（école d'ingénieurs）、商業・経営学校（école de commerce et de gestion）等の職業専門教育を行う高等教育機関である。

1.2 公高等教育について

公高等教育（service public de l'enseignement supérieur: SPES）は、国民教育省及び他の省庁

⁵ 現行憲法は1958年制定であるが、1946年憲法の前文は現行憲法に引き継がれている（1958年憲法前文）。

⁶ 仏語には日本の「教育」に相当する用語として① éducation, ② enseignement, ③ formationがある。①は道徳などを含んで子どもの発達に重点を置いた概念、②は学校で行われる教科教育を主内容とし、③は②を含んで社会人教育や職場研修などを幅広く包含する概念である。

⁷ <http://www.education.gouv.fr/syst/orgs6.htm>（平成19年11月4日参照）。

⁸ Accord entre la République française et le Saint-Siège sur la reconnaissance des grades et diplômes dans l'enseignement supérieur.

⁹ 相互認証が原則であるが、例えば、カトリック系高等教育機関の学士号保持者がフランスの大学の修士課程へ進学するには、受入れ大学が同等性を認めなければならない。これは、バチカンに限らず、他国の学位保持者についても同様である。

が所管する高等教育である（L. 123-1）。教育（éducation）は国の公役務であり、特段の定めがない限り（地方公共団体ではなく）国が責任を負う（L. 211-1）（資料2参照）。国家免状（diplôme national）や学位（grade）・称号（titre）の授与や定義（同第2項第2号）や高等教育機関の配置（L. 211-6条）、人件費の支払い（L. 211-8条）も国の役割である。

公教育機関（高等教育機関を含む）は、以下の役割を担うこととされる（L. 121-1）¹⁰。

- 職業の知識と方法を伝達し取得させること。
- 特に進路選択に関して、男女間の混成並びに平等の推進に寄与すること。
- 知識、人権の尊重、個々人の事情への理解へのための教育を保障すること。
- 内容及び教授法において、フランス及び欧州の・国際的環境の経済的・社会的・文化的発展に対応した教育を提供すること。この教育には、地域の言語及び文化を含むことができる。

また、公高等教育の役割や使命、活動は以下のように規定されている。

⇒公高等教育は、以下に貢献する（L. 123-2）。

- ① 教育の基礎となる研究の発展及び国・国民の学術的・文化的・職業専門的向上。
- ② （公的）計画（planification）の枠組における地域的・国家的成長、経済的繁栄、現在の需要及び将来の需要予測を踏まえた雇用政策の実現。
- ③ 社会的・文化的不平等の削減、文化と研究の最も高い形態の教授機会を全ての意欲と能力のある者に保障しつつ男女間の平等を実現すること。
- ④ 欧州高等教育・研究圏の建設。

⇒公高等教育の使命は以下の通りである（L. 123-3）

- ① 初期・継続教育。
- ② 学術・技術研究及びその成果の普及・活用。
- ③ 進路指導及び就職。
- ④ 文化及び科学技術的情報の普及。
- ⑤ 欧州高等教育・研究圏創設への参加。
- ⑥ 国際協力。

⇒公高等教育は、学術的・文化的・職業専門的的教育を提供するものであり、以下のことを行う（L. 123-4）。

- ① 学生を受け入れその進路選択に協力すること。
- ② 初期教育を実施すること。
- ③ 継続教育に参加すること。
- ④ 教員の教育を保障すること。

更に、公高等教育について、その役割、使命、目的等が以下のように教育法典で規定されている（資料3参照）。

- 公高等教育は、全ての学問領域—特に人文・社会科学—において、基礎的研究、応用的研究、技術の開発・活用に努めなければならない（L. 123-5第1項）¹¹。
- 公高等教育は、文化の振興と知識と研究成果の普及の推進の使命を有する（L. 123-6第1項）¹²。

¹⁰ この条文の後（L. 121-2～L. 121-7）に、教育機関の役割や目的等が列挙されている（資料1参照）。

¹¹ 本条第2項以下で、研究開発に関する記述が詳細に記されている（資料3参照）。

¹² 本条第2項以下で、文化振興等に関する記述が詳細に記されている（資料3参照）。

- 公高等教育は、科学・文化・国際社会において、思想・観念にかかる討論、研究の進歩、諸文化の接触に寄与する（L.123-7第1項第1文）。
- 公高等教育機関は、国民教育の全教員の初期教育及び継続教育の責任を有し、更に、関係省庁と連携して、その他の教員の教育にも従事する（L.123-8）。

高等教育を担う機関については、その運営並びに自律性についての規定が設けられている（2.3参照）。

1.3 高等教育機関の在籍者

高等教育機関への進学者は、概ねバカロレア合格者数に対応して増減する。バカロレア合格者の増加は1990年代前半まで続き、その後は暫く増減が続いたものの、2006年の増加を経て、2009年には過去最高の53万7千人（暫定数値）の合格者を記録した（図1）。その内訳は、主に大学やグランド・ゼコール準備級（CPGE）への進学を前提とする普通バカロレアが53.4%、主に上級技手養成短期高等教育課程（STS）や技術短期大学部（IUT）への進学又は就職を前提とする技術バカロレアが24.4%、主に就職を前提とする職業バカロレアが22.2%を占めている¹³。これらのバカロレア合格者のうち、普通バカロレアについては大半が高等教育機関に進学するのに対し、技術・職業の両バカロレア保持者の進学率は、前者が四分の三程度、後者が四分の一程度である。

バカロレア合格者の増加に伴って高等教育機関進学者は増えており、その増加は1990年代前半まで続いた（図2）。在籍者総数は1993年に200万人を超え、2002年以降は220万人代で推移してきている。2007年現在、高等教育機関在籍者（2,228千人）が全人口（63,601千人）に占める割合は3.5%である。

増え続けた高等教育機関進学者の多くを受け入れたのは大学である（図3）。大学在籍者は1995年まで増加を続け、同年には1,571.7千人（IUTを含む）に達した。但し、それ以降大学在籍者は減少傾向を示しており、近年は大学以外の機関在籍者の割合が増加している（図4）。全高等教育機関在籍者に占める大学在籍者（含IUT）の割合は、1995年の72.4%から2008年の60.1%までに減少した。他の主たる機関—グランド・ゼコール準備級（CPGE）と上級技手養成短期高等教育課程（STS）—の在籍者が占める割合は概ね一定しており、その他の機関の在籍者が近年増加してきている。

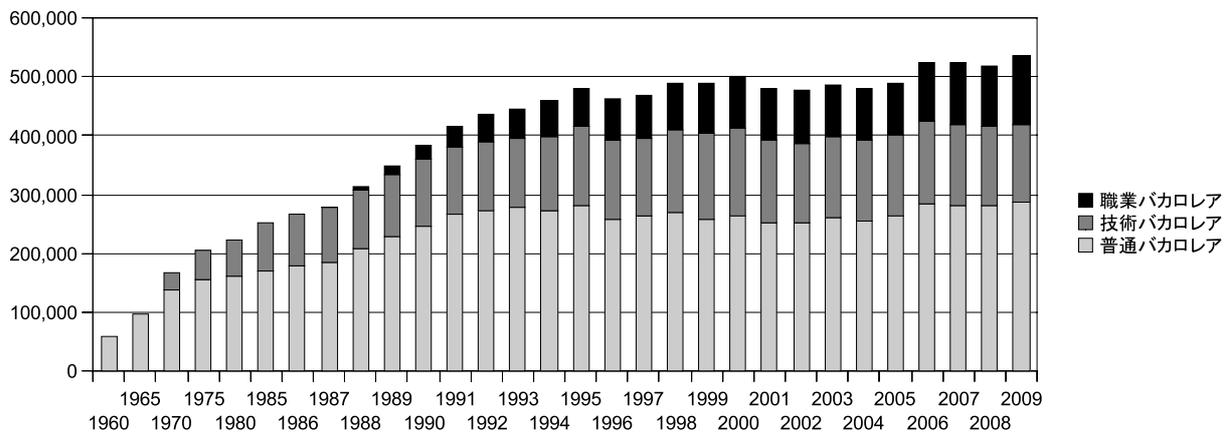


図1 バカロレア合格者数の推移（種別）

出典：各年の国民教育省 Note d'information

¹³ 大学への進学は全ての種類のバカロレア保持者に認められており、普通バカロレア保持者に限るものではない。なお、CPGE等の各課程については後述。

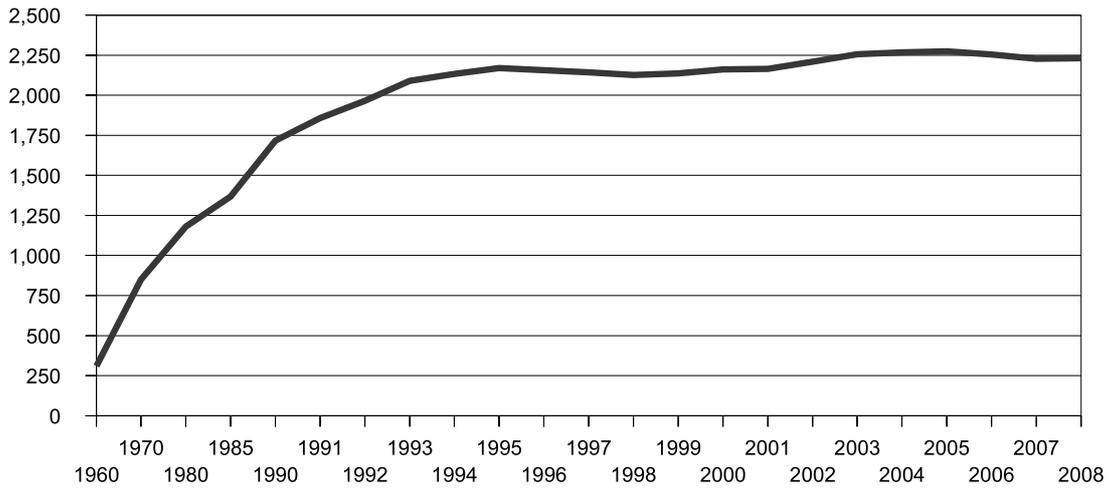


図2 高等教育機関在籍者数の推移 (千人)

出典：各年の国民教育省 RERS

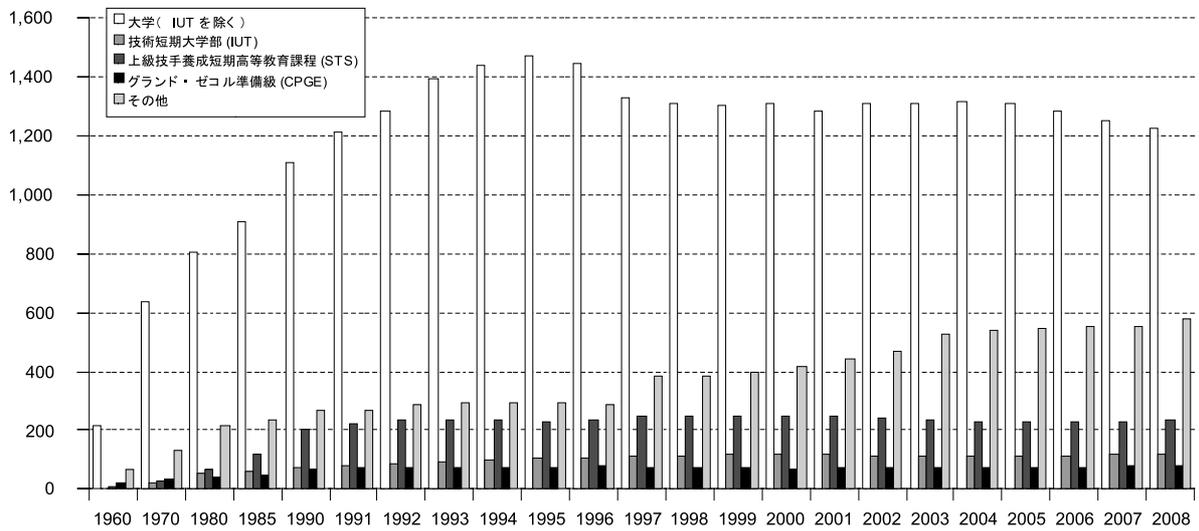


図3 高等教育機関在籍者の推移 (機関種別, 千人)

出典：各年の国民教育省 RERS

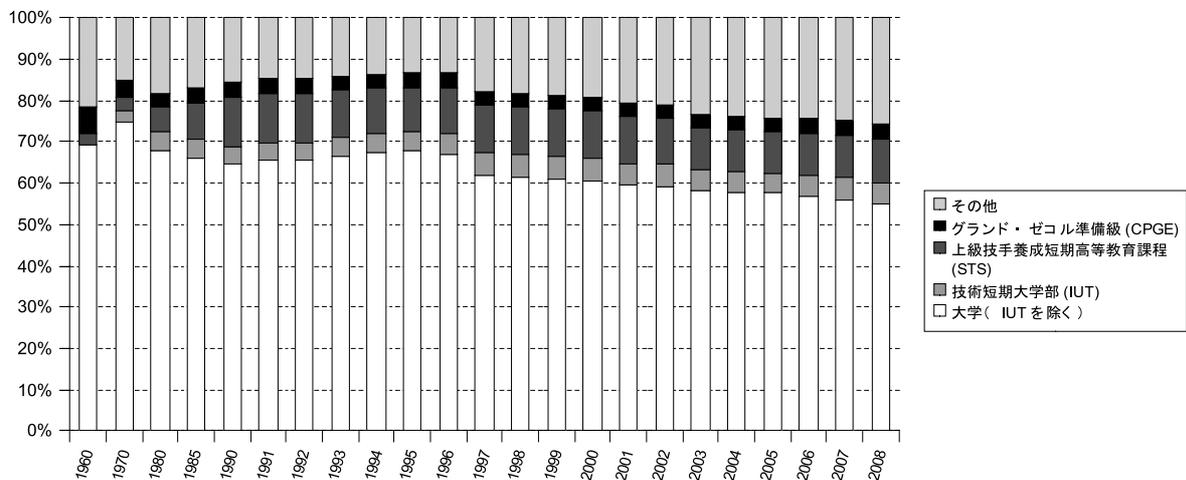


図4 高等教育機関在籍者の機関種別内訳の推移

出典：各年の国民教育省 RERS

2. 大学と免状授与権（学位付与）

大学の学位（grade）及び称号（titre）は国が独占する（L. 613-1第1項）。国から授与権認証（habilitation）を受けた機関は、国の名の下で学位等の証書である免状（diplôme）を課程修了者に授与することができる（同第2項）。学位・称号は、前述の通り、国から学位免状授与権を受けた機関から免状が教育課程修了者に授与されることによって、その効果として当該免状保持者に付与されるものである。なお、前述 1875年法は学位免状授与権を私立高等教育機関（自由大学）にも与えていたが、1880年法で撤回された。但し、カトリック系高等教育機関については、前述の通り、フランスとバチカン間の協定によって学位・免状の相互認証が図られている。

2.1 大学と免状授与権の関係

2.1.1 大学の定義・目的

大学は、学術的・文化的・職業専門的性格を有する公施設法人（établissement public à caractère scientifique, culturel et professionnel: EPSCP）の一種である（L. 711-2）。公施設法人とは、特定の公役務を行うために一定の自律性を与えられて設立された公法上の法人で、日本の特殊法人に類似する制度である（特殊法人の情報公開の制度化に関する研究会，1998）（高等教育にかかる公施設法人については石村（1991）参照）。EPSCPに含まれる機関は、①大学及びそれに類される国立理工科大学（institut national polytechnique）、②大学の外に置かれる学校（école）及び学院（institut）、③高等師範学校（école normale supérieure）、国外のフランス学校（école française à l'étranger）、特別高等教育機関（grand établissement）である。これらの機関の設置は政令によって決められる（L. 711-4）（資料5参照）。

EPSCPは、法人格並びに教育・学術・管理・財政上の自律性（autonomie）を有する国立の高等教育・研究機関であり（L. 711-1第1項）、以下の諸規定が適用される。

- 教職員、学生、外部者の協力の下で民主的に運営される。（同第2項）
- 複数の学問領域にわたるものであり、異なる専門の研究教員、教員、研究員を集め、知識の前進、並びに特に職業の実践に至る学術的・文化的・職業専門的教育に寄与する。（同第3項）
- 自律性を有する。法律によって与えられた使命遂行に際して、国の法令の下で契約の条項に従って、教育・研究・資料収集に関する政策を決定する。（同第4項）

大学はEPSCPの一部であるが、全てのEPSCPが通常大学が有している機能（学生を対象とした教育や国家免状の授与等）を有している訳ではない。特に特別高等教育機関（grand établissement）に位置付けられている機関には、大学とは大きく性格が異なるものが見受けられる。例えば、コレージュ・ド・フランス（Collège de France）は生涯学習機関と位置付けられており、受講に入学手続等は不要であって、一切の免状（学位・称号）を授与しない（後述）。国立自然史博物館は資料保存・収集及びその展示や普及が主たる業務である。パリ天文台は同国の天文学の中心的研究機関である。多様な機関が特別高等教育機関としてEPSCPに含まれているのは、主として歴史的経緯に基づくものである。先に明確に定まった法的枠組があって、特別高等教育機関として各機関が設けられたものではない。特別高等教育機関の唯一の共通点は管理運営について特例が認められ得る点であって、他のEPSCPが受ける諸制約から逸脱することが可能となっている（マラン氏聴き取り）。

大学のみに関係する条文は、EPSCPについて規定した教育法典第7編第1章の第2節（大学）、第3節（部局等）、第4節（共用施設）に設けられている。規定されている内容の概要は以下の通

りである。

- 学長は三評議会で選出される（後述の自律性に関する記述参照）。
- 学則を制定する。
- 一定の範囲で自己の内部組織を決定する。
- 部局と共用施設で構成される。
- 部局は、教育研究単位（UFR）¹⁴と教育研究施設（institut）及び学院（école）から構成される。

2.1.2 学位免状授与権を有する高等教育機関の定義・目的

国家免状授与権の認証を受けることができるのは、教育的・学術的自律性を持つ教育機関である（大学の学位・称号及び国家免状に関する政令第2002-481号第4条）。このうち、学士（licence）の授与権認証を受けることができるのは大学である（2002年4月23日付学士学位に至る大学教育に関する省令第8条）。他の国立高等教育機関は、大学と共同で学士授与権の認証を受けることができ（同省令第12条第1項）、また、国立以外の高等教育機関も、大学と協定を結ぶことによって、当該大学の責任の下で学士教育を行うことができる（L. 617-3及び同省令第3項）。

修士の授与権認証は、EPSCPが単独又は他の国立高等教育機関と共同で受けることができる（2002年4月25日付修士国家免状に関する省令第7条第1項）。EPSCP以外の高等教育機関は、認証を受けたEPSCPと協定を結ぶことによって、当該EPSCPの責任の下で修士教育を行うことができる（同第8条）。但し、同第7条の規定にかかわらず、職業的知識・技能（compétences professionnelles）にかかる修士については、EPSCP以外の高等教育機関も認証を受けることができる（同第15条）。

博士号については、LMD以前の1984年7月5日付博士課程（études doctorales）に関する省令は、大学及び国民教育省の作成する一覧に記載された公高等教育機関が博士号を授与できるとしていた（第3条第1項）。同省令に基づいて作成された一覧（1985年6月27日付省令）には27機関が登録されていた。当該機関は、パリ商工会議所立の社会科学高等学院（École des hautes études en sciences sociales: EHEC ou HEC）を除いて、全てEPSCP又はEPAである（資料8参照）。なお、博士号授与権とは別に、他の高等教育機関においても博士教育の実施は可能とされており（1984年省令第3条第2項）、私立機関については国民教育省の認可を受けた協定に基づいて参加が可能であった（同第4条第3項）。免状の交付に当たっては、全ての関係機関の名称が記載されることとされていた（同第4条第2項）。

1984年の省令はLMDに対応した2002年4月25日付博士課程（études doctorales）に関する省令に置き換えられ、2002年省令第7条は大学、高等師範学校、国民教育省の許可を受けたその他の国立高等教育機関が授与することが可能であるとした。当該省令は2006年8月7日付博士教育（formation doctorale）に関する省令で全面改正され、博士教育は原則として博士学院（école doctorale）においてのみ実施されることとなった（第13条第1項）¹⁵。例外として、国民教育省の許可を受けた出現過程の研究組織（équipe de recherche en émergence）においても実施されるこ

¹⁴ 学問領域ごとに設置される大学の基本構成単位である。日本の学部に対応する組織であるが、一般的には学部よりは領域が狭く、また、日本の学部から大学院までに相当する教育を一貫して提供している。UFRは省令に基づいて設置されることとされていたが、2007年の大学の自由と責任に関する法律（LRU）で大学が決定することとなった（但し、国との契約に盛り込まなければならない）。

¹⁵ 博士学院については上原（2007）、大場（2009）、夏目（2007；2008）参照。なお、école doctoraleの訳語に上原は「博士課程研究科」を、夏目は「博士教育センター」をそれぞれ充てている。

とができるが、当該組織は博士学院に付置される（同第3項）。また、博士学院を有しない高等教育機関も、博士学院と連携することによって博士教育を実施することができる。その場合、博士号は博士学院が設置された機関と共同して授与する（同第4項）。

博士学院は大学の部局や学外の教育研究機関からなるプログラム実施組織である。博士教育拡大を目的として1980年代末に制度が導入され、2000年から全面実施されて新規学生は全て博士学院で受け入れることとなった（Ministère de l'Éducation nationale et Ministère de la Recherche, 2001）。博士学院の設置は、次の3点において重要な改革とされる（Chabbal et al., 2007）。

⇒「研究による教育（formation par la recherche）」と最も高い水準の教育と幅広い教養を結び付けるといった博士教育の概念を確認するものであること。

⇒博士教育が明瞭な組織（école au sens plein du terme）¹⁶において実施されること。

⇒学士後の教育組織編成の重要な改編に結び付くこと。

博士学院は単独又は共同で申請され、原則として共同申請の場合は、少なくとも一つは公機関であり、かつ相互に近隣に位置していなければならない（博士教育に関する2006年8月7日付省令第7条）。申請は研究・高等教育評価機構（AERES）¹⁷の審査を受け、その結果に基づいて適格認定（accréditation）がなされる（同第6条）。博士学院には院長（directeur）及び評議会（conseil）が置かれる。院長は機関の長によって任命される。

なお、大学及びその他の国民教育省所管の高等教育機関（以下「大学等」と言う）は、各大学等の責任において独自の免状を発行することができる（L. 613-2）。独自の免状は1897年7月21日の政令で認められたもので、国家免状等と同等の効力（例えば上級の公務員試験受験資格）は有していない。その多くは、地域の職業的需要と密接に結び付いたものである（Prélot, 1989）。

2.2 設置形態と設置認可

2.2.1 設置者

EPSCPは、次項で述べるように、法令（政令）に基づいて設置される公施設法人である。設置者は国である。

2.2.2 設置者の設立認可

EPSCPは政令で設置される（L. 711-4）。前述の通りEPSCPは公施設法人（établissement public）の一種であるが、新たな公施設法人の範疇を創設するには法律が必要とされ、更に個別の公施設法人設置には政令が必要である（マラン氏聴き取り）。したがって、EPSCP以外の国立高等教育機関も、その設置は同様に政令に基づく。例えば、技術大学に関してはL. 711-3、高等師範学校に関してはL. 716-1、特別高等教育機関に関してはL. 717-1、農業高等教育機関に関してはL. 751-1の各条で、機関設置にかかる政令制定を予定している。

¹⁶ 博士学院は部局ではないものの、この意味においては部局に近い組織に位置付けられていることが分かる。下記の組織に関する記述参照。

¹⁷ 2006年の研究計画法に基づいて、大学評価委員会（CNE）、研究評価委員会（CNR）、科学技術教育調査室（MSTP）を統合して設置された質保証機関（独立行政機関）。高等教育機関の評価、研究単位（unité de recherche）の評価、教育プログラムの事前審査、教員評価制度の評価を行う。詳細は後述。

2.3 自律性（大学の自治）

大学及びその他の高等教育機関¹⁸は、その教員に対して、思索と知的創造に不可欠である独立と平穏の条件の下で教育研究活動を行うための手段を保障しなければならない（L. 123-9）。公高等教育は宗教から独立したものであり、政治的・経済的・宗教的・思想的な影響から免れていなければならず、知識の客観性に忠実であり、意見の多様性を尊重しなければならない（L. 141-6前段）。また、教育研究の自由で創造的且つ批判的な学術的発達を保障しなければならない（同後段）。更に公高等教育は、利用者（学生）及び教職員を構成員とし、その運営について、利用者・教職員のほかに公益及び経済・文化・社会活動の代表者を加えることとされている（L. 111-5）。

2.3.1 学問の自由の保障（資料2参照）

前述のように大学の自治は法令で比較的手厚く保障されているが、中央集権的な高等教育制度を反映して、各種の制約がある。

大学が特定の教育内容を国から強制されることはないが、国家免状授与権認証によって大学教育の内容は国の統制を受ける。制度上、大学は国に対して教育プログラムを自由に提案できるととされているが、実際は国が教育のあり方について方針を示し、それに従うよう授与権認証に際して指導しており、当該方針・指導によって大学教育は相当程度左右される（大場，2008b）。

教員人事に関しても、大学評議会（Conseil national des Universités: CNU）における研究者の評価が影響するので、その範囲内で大学の自律性は制約される。CNUは国民教育大臣の諮問機関で、全大学の研究教員の採用や昇進についての答申を行う。下部組織として研究領域ごとに部会が置かれ、主に研究業績によってその委員が選ばれる。大学教員の採用や昇進に大きな影響を有する組織である。但し、CNUによる制約は、2007年の大学の自由と責任に関する法律（LRU）によってある程度縮小した。

2.3.2 管理運営

大学では教学と経営は分離されていない。大学運営にあたる管理運営、学術、教務・大学生活の三評議会¹⁹は、全て教職員・学生・外部者の委員で構成され、これらの委員（外部者を除く）は種別ごとに選挙で選任される。また、学長は三評議会（LRU適用以降は管理運営評議会のみ）の委員によって学内の教員から選出される。

教学に関する大学の最高意思決定機関は管理運営評議会である。しかし、実際の決定は管理運営評議会の予審（諮問）機関である学術評議会、教務・大学生活評議会でなされ、管理運営評議会はその決定を追認するに過ぎない場合が多い。また、教員人事に関する大学の最高意思決定機関は管理運営評議会である（但し、任命権者は国民教育大臣である）。従来は学長はその決定に対する拒否権を有していなかったが、大学の自由と責任に関する法律（LRU）でそれが与えられるなど、人事に関しての学長の権限が拡大された。

¹⁸ 関係条文（L. 123-9）は公教育に関して記述された章に位置するので、ここで言う高等教育機関は公高等教育に属する機関を意味するとも受け止められるが、同章には別途私立学校に関する記述（L. 121-3（教育言語）、L. 122-7（職業継続教育））があることから、私立高等教育が含まれる可能性は排除できない。また、大学は高等教育機関に含まれるはずであるが、並べて記述してある理由は不明である（教育法典では両者を並列して記述している箇所は他にない）。

¹⁹ 三評議会は学内構成員（教職員と学生）及び学外者で構成される。管理運営評議会のみが議決機関であり、他の二つの評議会はその諮問機関である。

大学及びその他の EPSCP には、学内で選出される学長とは別に大学区総長 (recteur)²⁰が兼務する総長 (chancelier) が置かれている (L. 222-2第1項)。総長は、EPSCP の長及び教育研究単位 (UFR) の長を兼ねることができない (L. 222-1第3項)。総長は、大学等間の教育提供にかかる調整を行うほか、大学等間で共通の業務や資産の管理等を行う (L. 222-2第2～3項)。大学等の運営に関して総長は、管理運営評議会に出席し、その決議並びに EPSCP の長の決定が法令に基づくものである場合はその報告を受ける (L. 711-8第1項)。また、学則で制定された機関の決定・決議の合法性の審査にかかる報告を策定し、公表する (同第2項)。

2.4 「大学」名称の規制

私立高等教育機関が「大学 (université)」の名称を用いることは、法令で禁じられている (L. 731-14)。但し、通称や国際的な合意で「…大学 (université (catholique)…)」が用いられることはある。例えば、免状相互認証にかかる政令第2009-427号 (前述) で引用されたフランス・バチカン両政府間の合意文書には当該用語 (université catholique) が用いられている。私立学校 (高等教育機関を含む) は、名称に私学であることを明示しなければならない (L. 471-2)。また、その広告は15日以上前に大学区総長宛に届出が必要であり (L. 417-3)、また、訪問勧誘は禁じられている (L. 417-4)。

法令上、名称としての「大学」は EPSCP に限定されていたが、2006年の研究計画法で規定された研究・高等教育拠点 (PRES)²¹の幾つかは「…大学」(例えばボルドー大学 (Université de Bordeaux)) の名称が付されている (ボルドー大学の場合は政令で設置)。また、一定の条件 (教員数等) を満たした私立高等教育機関は「自由学部 (faculté libre)」の名称を使用することができる (L. 731-5)。なお、1875年法では「自由大学 (université libre)」の使用が認められたが、1880年法で撤回された。

2.5 第3段階の教育機関 (研究機関も含む) と学位免状授与権

2.5.1 第3段階の教育機関 (学位免状授与権を有さない高等教育機関, 研究機関)

高等教育機関は中等教育後 (バカロレア後) の教育を行う機関とされるので、そこには学位付与に至る国家免状授与権を有さずに当該水準の教育を実施する機関が幅広く含まれる。前述の通り、高等教育機関の国家免状 (学位付与に至るものを含む) の授与権有無は国の認証を受けるか否かにかかっており、必ずしも機関の種類によるものではない。但し、大学以外の高等教育機関は授与できる国家免状の種類が限定されていたり、学位ではなく称号のみを付与する免状であったり、また、免状発行自体が想定されていない機関も存在する。

2.5.1.1 技師学校と経営学校

学位以外の称号付与に至る教育課程を提供する高等教育機関の代表例は、技師学校 (école d'ingénieurs) や商業・経営学校等の専門教育 (enseignement technique) を提供する学校である。これらの学校が授与する免状の多くは国の統制を受けており、公務員試験受験資格等において学位免状と同等の効力を有するだけでなく、それが付与する称号は大学等の学位よりも威信が高い

²⁰ 国民教育省の地方行政組織 (概ね地域圏単位で設置) である大学区 (académie) の長。

²¹ 地理的に近接する大学・研究機関等間の連携組織。設置形態 (法人格の保持・不保持を含む) や活動内容にかかる法的制約はないが、PRES は政令や設置機関間の協定等で設立され、大学を設置機関の中に含まなければならない。

ものが少なくない。近年、技師学校及び商業・経営学校の在籍者は増加してきているが、統合等によって学校数は減少している。

技師の称号は国の統制を受けており、称号免状を授与するに際して、設置形態に関わらず技師学校は教育課程の適格認定を技師称号委員会 (CTI) から受けなければならない。2008-2009年度現在、231校の技師学校があり、104千人の学生が学んでいる。231校のうち71校が他の高等教育機関に置かれた学校であり、そのうち59校は大学内の学校、10校は INP 内の学校、2校は技術大学内の学校である。残る160校が独立の技師学校で、うち92校が公立、68校が私立である。なお、技師学校も職業修士課程を設置することは可能であるが、これは留学生を主対象とする国際プログラムによるものであって、技師学校の主たる教育活動は技師称号授与に繋がるプログラムである²²。

また、2008-2009年度現在、商業・経営学校は206校であり、これらの学校に101千人の学生が在籍している。学生の2/3は国の証明を受けた免状を授与する学校の在籍者である (この数値のみ1999-2000年度現在、Note d'Information 01.12)。

2.5.1.2 中等教育機関で実施される高等教育

フランスには、中等教育機関 (リセ (高等学校)) で実施される高等教育 (STS 及び CPGE) が存在する。上級技手養成短期高等教育課程 (STS) については、国家免状 (上級技手資格証 (BTS)) がその修了者に授与される。グランド・ゼコール準備級 (CPGE) 修了者には免状は授与されないが、各年度末に欧州単位互換制度 (ECTS) に基づく履修課程証明書 (attestation descriptive du parcours) が発行される。CPGE は、LMD 適用までは大学の大学一般教育課程 (DEUG) 等とともに高等教育の第一期を構成しており (2007年改正以前の政令第94-1015号第1条)、目的等に関して大学の教育と同様の基本原則が適用される。LMD 導入後は、ECTS を介して大学教育制度の互換性が確保されることとなった。なお、ECTS への対応は2007年の CPGE の組織・運営に関する政令第9-1015号の改正 (第2007-692号) で実現したもので、それまでは履修したプログラムと成績を示した履修証明書 (attestation d'études) が交付されるだけであった。この政令改正は CPGE を欧州高等教育圏 (LMD) に対応させたものであるが、CPGE の履修期間は2年のままであり、LMD による学位制度に準拠したものとはなっていない。このことから、学修成果を示すものとして免状 (学位・称号) と並んで ECTS が重要な役割を果たすことが期待されている。

2.5.1.3 大学附設教員養成センター (IUFM)

大学附設教員養成センター (IUFM) は、初等中等教員の養成機関である。かつての IUFM は大学に附設された法人格を有する自律的機関 (法的には EPA) であったが、2005年の学校の未来のための教育基本・計画法によって2008年までに大学に統合され、現在は学内の教育施設となっている。

IUFM は、主に学士取得者を対象として学生を募集する。履修者は、1年間の準備教育後に受験する教員採用試験に合格すれば、IUFM に在籍したままで研修教員に任命されて給与が支給される。IUFM における2年目は専門研修に充てられ、期間末の審査 (審査会の長は IUFM 所在地の大学区総長又はその代理人) に合格すれば、学校教員専門免状 (DPPE) (学校教員免許 (certificat d'aptitude au professorat des écoles) となる) が授与されて教員に正式採用される。当該免状は大学区総長から授与されるものであって、IUFM もそれを設置する大学も免状授与権

²² 国家免状授与権・博士学院適格認定に関する2003年9月3日付国民教育省通知。

を有していない。

一部の IUFM は、大学と協定を締結することによって修了者に修士号を授与している。但し、これは IUFM 制度自体で規定されたものではない。現在、DPPE が国際的認証性に乏しく、国民教育以外の領域での通用性を欠くことから、全ての修了者への学位（修士）授与についての検討が進められている（CDIUFM, 2007）。但し、政府案は教員採用を修士号取得後にすることを構想しており（現在より 1 年遅くなる）、それに対する反発が教育界や学生等から寄せられている。

2.5.1.4 その他の機関

特別高等教育機関であるコレージュ・ド・フランスは、前述の通り、学位免状だけでなく一切免状を授与しない（政令第90-909号第4条）。その目的は、学術と文化の発達・進歩への貢献、研究の推進、教育・使節団・出版によるその活動成果の普及である（同第3条）。

その他各省の所管する国立及び私立の高等教育機関が多数存在するが、国家免状の授与権に関する取扱いは様々である。

2.5.2 定義・目的（学位免状授与権との関係）

前項で言及した機関の定義・目的は多様である。学位・称号の授与権の有無は国の認証の有無によるものであって、必ずしも設置形態等とは直接には関係がない。高等教育機関設置は自由が原則であるので、特別に規定がない限り設置者等にかかる規則は全て学位・称号を付与する免状の授与権を有する機関と同じである。但し、上記のように授与権の申請対象は学位等の種類によって異なっており、一律に高等教育機関に開放されている訳ではない。また、IUFM や CPGE のように学位・称号免状授与が予定されていない課程も一部存在している。

学士、修士、博士に関する免状授与権の取扱いは、それぞれ以下の通りである。

- 学士に関しては大学以外の機関は授与権認証の申請が認められていない。
- 修士の授与権は原則として EPSCP に限定されているが、職業修士に関してはそれ以外の機関にも授与権が開かれている。但し、技師学校のように、修士免状以外で修士学位を付与する免状を授与する機関（技師学校等）が別途存在する。
- 博士の授与権は大学、高等師範学校、国民教育省の承認を受けた機関に限定されていたが、現在、授与権の申請は幅広く開放されている。授与権を有しない機関は、その認証を受けない機関である。

2.5.3 設置形態

私立学校（学校設立に至らない開講を含む）については個別の法令が幾つか存在するが、原則として、フランス人、他の欧州連合国あるいは欧州経済地域（Espace économique européen/European Economic Area）の国民並びに高等教育提供を目的として適法に組織された団体²³（以下「私学設立人・団体」と言う（人と団体を分けて用いることがある））が教育法典 L. 731-1～L. 731-18にある条件（資料9参照）に基づいて自由に開講乃至機関を設置することができる（医学と薬学を除く）。私立の高等教育機関が大学の名称を用いることは禁じられている（L. 731-14）²⁴。なお、1972年の遠隔教育に関する政令では法人による機関設立も想定している。但し、関

²³ 1875年法（現教育法典）では団体設立の根拠法が不明瞭であるが、団体に関する1901年法ではなく1875年法が適用されるのが理に適っており、実際に適用した実例が見られる（Prélot, 1989: 121-122）。

²⁴ 名称の規制については2.4参照。

係者を明確にすることが求められており、私学設立人・団体と同様に取り扱われるべきものと理解されている (Prélot, 1989)。

商工会議所は公施設法人 (établissement public)²⁵と位置付けられるが、それが設立する商業学校 (1898年の商工会議所に関する法律第14条) には私立専門学校 (école technique privée) の規定が適用される (L. 443-1及びL. 753-1)。

学位・称号を付与する免状を含んで一切免状を授与しない CPGE は、中等教育機関であるリセ (高等学校) に付設されている。但し、同様にリセに付設されている STS は免状 (BTS) の授与を予定している。BTS は有資格上級技手の称号を保持者に与える (上級技手資格証 (BTS) の通則に関する政令第95-665号第1条)。CPGE 及び STS とともに中等教育の原則である公立校の授業料 (登録料) 無償の原則が他の中等教育課程と同様に適用される (L. 132-2)。CPGE を設置するリセは、国民教育省及び他省が所管する公立・私立の機関であり、その設置形態は多様である。

大学に統合される前の IUFM は行政的性格を有する公施設法人 (établissement public à caractère administratif: EPA) (資料6参照) であったが、大学への統合後は学内の教育研究施設である。

コレージュ・ド・フランスは EPSCP の一形態である特別高等教育機関である。

各省が所管する国立高等教育機関の多くは EPA であるが、一部の機関は商工的性格を有する公施設法人 (établissement public à caractère industriel ou commercial: EPIC) である (資料6参照)。EPIC に該当するのは、国立産業創造高等学院 (École nationale supérieure de création industrielle) 及び国立映像・音声技術高等学院 (École nationale supérieure des Métiers de l'Image et du Son: La Fémis) の2校である (マラン氏聴き取り)。

私立自由高等教育機関の設置が認められるのは私学設立人・団体であり、特に設置者にかかる認可はない。商業学校を設置する商工会議所は、国務院決定 (décret en Conseil d'État) で設置される (1898年の商工会議所に関する法律第2条)。私立自由高等教育機関の設置に際して、私学設立団体は、設立者及び管理者の名前、職業、住所、団体の集合場所、設立規定を、大学区総長・県の国事務所・管轄裁判所の検事総長又は検事正の三者宛に届け出なければならない (L. 731-2)。また、開講に際して講義担当者による届出が必要である (L. 731-3)。私立自由高等教育機関の設置の届出については、次の点が審査される。

⇒設置者 (L. 731-1)

- ① 国籍：フランス人又は他の欧州連合国あるいは欧州経済地域の国民²⁶
- ② 年齢：25歳以上
- ③ L. 731-7に定める欠格条項に該当しないこと。

⇒団体 (L. 731-2)

- ① 高等教育を目的とすること。
- ② 設置者及び管理者の名称・職業・住所、集合場所、設立規定が示されていること。

⇒講義開設 (L. 731-3)

- ① 講義が行われる場所及び教育の目的の表示。

⇒機関の組織・運営 (L. 731-4)

- ① 機関は、少なくとも3人によって管理されること。

²⁵ 公施設法人については2.1.1参照。

²⁶ それ以外の外国人も、大学区国民教育評議会の意見に基づいて許可を受けることが可能である (L. 731-8)。

²⁷ 私立高等教育機関は、この届け出に関わらず特別講演を自由に行うことができる (第4項)。

② 教員及び教育プログラムの一覧の提出²⁷。

⇨施設・設備 (L. 731-6)²⁸

① 文・理・法の各学部については、少なくとも100人の学生に対応した教室と講堂、学習室、並びに専門の図書館があること。

② 理学部については、上記に加えて、教育に必要とされる物理・化学の実験室、物理・自然史施設 (cabinet de physique d'histoire naturelle) を有していること。

商業学校の設置は、商業担当省の許可を受けなければならない (1898年の商工会議所に関する法律第14条)。

なお、営利法人 (株式会社) 立の有無については、1875年法では私学設立人・団体が非営利であるべきとは明示していない。しかし、団体設立届出の受理の際に公益性を当局が認めている実例があり (Prélot, 1989)、営利を目的とする団体設立は認められないと思われる²⁹。なお、商工会議所は経済公施設法人 (établissement public économique) であり、本件には該当しない。商工会議所の設立に関して特に教育にかかる要件が重視されるとは考えられず、商業学校の設置認可については、特に教育内容が審査で重視されることはないものと思われる。実際、L. 443-2は私立学校の国家免状授与に関して国の認証を規定しているが、本条の規定は商業学校にも適用される (L. 443-1及び L. 735-1)。L. 443-2は「合法的に設置された私立専門学校は国の認証を受けることができる」と定めるのみであって、設置の合法性の内容に関しては一切言及していない。

2.5.4 第3段階の教育機関の自律性 (自治)

大学以外の機関のうち EPSCP であるもの (資料5参照) については、概ね大学に準ずる管理運営体制がとられている。EPSCP 以外で公高等教育に属するもの (資料6) については、上述した自律性が認められている。私立機関については、高等教育全般にかかる原則が適用される。法令遵守等に関して国の査察がある場合は受け入れなければならない (L. 731-13)。国家免状を授与する場合は、授与権認証の枠組で様々な制約が課される。

大学以外の機関の自律性に関しては、大学程には詳細には規定されていないが、少なくとも以下の規定が大学と同様に適用される。

③ 非宗教性、政治・経済・宗教的支配からの独立 (L. 141-6)。

④ 管理運営に関する関係者の参加 (L. 11-5)。

⑤ 教員に対する独立と平穏の条件の下で教育研究活動を行うための手段の保障 (L. 123-9)。

免状を授与しない CPGE や大学統合前の IUFM、学位付与を伴わない免状のみを授与する機関で国民教育省所管に属するものについては、教育法典に定める大学等に適用される原則が等しく適用される (L. 611-1)。コレージュ・ド・フランスの理事長 (administrateur) は政令で任命される³⁰。

2.5.5 大学・高等教育機関との相違

基本原則は大学・その他の高等教育機関に遍く適用され、いずれも国から授与権の認証を得ることによって国家免状の授与が可能となり、当該免状が学位を付与するものであれば、その効果

²⁸ 下記の外、医・薬系の学部・学校については、更に詳細な規定がある。また、医・薬系については、他の領域には求められていない教員の資格についての規定もある (Prélot, 1989)。

²⁹ 但し、1985-1986年度、保健担当省が所管する保健関係の711校のうち123校は私立であり、そのうちの14校は営利を目的とするものであった (Prélot, 1989)。

³⁰ マラン氏聴き取り。

として免状保持者は学位を取得する。しかし、国家免状授与権の申請は機関種によって分けられており、例えば学士は大学に限定されているなど、大学とそれ以外の機関の間には相違が認められる。また、管理運営については、大学は他の機関と比べて詳細な規定が設けられており、また、自律性の保障にかかる規定もより詳細である。

3. 学位と学位免状授与

3.1 学位の定義と種類

大学学位・称号及び国家免状に関する2002年4月8日付政令第2002-481号は、学位・称号について以下のように規定している。

「大学の学位及び称号 (grades et titres universitaires) は、全領域の教育に共通する高等教育の各種水準を認定する。学位は欧州高等教育圏の基準である水準の主要なものを定める。称号は中間の水準を定める。」(第1条)

「学位及び称号は、関係法令により国の権限の下で発する国家免状 (diplômes nationaux de l'enseignement supérieur) の取得者に対して授与される。国家免状は書面に記された個別教育の領域における高等教育の各課程の修了を認定する。」(第2条)

「学位はバカロレア、学士 (リサンス)、修士、博士である。」(第3条)

「学位を付与する国家免状は、これを法令により定める。国家免状のみがバカロレア、学士 (リサンス)、修士、博士のいずれかの名称を冠することができる。」(第3条)

これらの規定からは、以下のことが理解できる。

1. フランスの学位は、ボローニャ・プロセスで規定された3学位 (学士、修士、博士) と重なること。
2. 学位の具体的な内容は、国家免状であること。
3. 国家免状は、関係法令に基づき国の権限の下で発するものであること。

ここでいう国家免状とは、諸法令の定める手続に従って授与されるものである。大学が独自の裁量で単独で発する「大学免状」(diplôme universitaire (DU)) あるいは複数の大学が共同で発する「大学間免状」(diplôme interuniversitaire (DIU)) とは区別される。後者の免状は、大学が行う比較的短期間の特別な教育の修了者に対して発するものであり、多くの場合は医療・保健関係で設けられている。

3.1.1 学位の種類

高等教育の学位の種類は以下の通りである (政令第2002-481号)。

- ① バカロレア (baccalauréat)
- ② 学士 (リサンス, licence)
- ③ 修士 (マステール, master)
- ④ 博士 (ドクトラ, doctorat)

①のバカロレアは、後期中等教育の修了と高等教育入学の基礎資格をあわせて認定する国家資格である。ボローニャ・プロセスで規定された学位には含まれない。しかし、国内においては、従来からバカロレアは高等教育第一学位として位置付けられている。

言うまでもなく、②~④はボローニャ・プロセスで設定されているものである。学士学位は、通常は大学の3年制の課程 (学士課程) を修了することにより取得できる (LMD 導入以前のリサンス課程は3年次の1年間の課程)。③は、学士取得後2年の課程 (通算5年) を修了することにより、④は修士取得後3年 (通算8年) の課程を修了することにより、それぞれ取得できる。

学士課程と修士課程では、通常の課程のほかに職業専門教育を重点的に行う課程が設置されている。それらの課程修了の免状として、学士課程では職業学士 (licence professionnelle)、修士課程では職業修士 (master professionnel) がある。但し、職業学士は3年次の1年間の課程である。

3.1.2 国内限定の学位・免状

欧州諸国共通の学位に対応した免状のほかに、国内限定の学位や免状もある。上記のバカロレアのほか、高等教育2年の課程の修了認定を行う資格等がそうである。特にバカロレアは学位として位置付けられている。

LMD以前の旧制度では、2年次修了、3年次修了、4年次修了、5年次修了、それ以後の課程修了というように細かく課程が設定されていた。各課程の修了証となる免状を取得することが、次の課程に進むための前提条件とされていた。ボローニャ・プロセスにより、これがLMDの3課程に再編された。但し、直ちに旧制度の免状が廃止された訳ではなく、国内限定で存続し有効性を保っている。

現在、第一期課程（高等教育の最初の2年間課程）の免状としては、以下のようなものがある。

- ① 大学科学技術教育免状 (diplôme d'études universitaires en sciences et technique: DEUST)
- ② 技術短期大学部免状 (diplôme universitaire de technologie: DUT)
- ③ 上級技手免状 (brevet de technicien supérieur: BTS)
- ④ 農業上級技手免状 (brevet de technicien supérieur agricole: BTSA)
- ⑤ 芸術職免状 (diplome des métiers d'art)

ボローニャ・プロセスにより学位の種類が学士、修士、博士に整理されるまで、最初の2年間の課程（第一期課程）の修了証として、「大学一般教育免状」(diplôme d'études universitaires générales: DEUG) が設けられていた。これを取得することが、第3学年の課程（リサンス課程）に進級するための条件となっていた。①はDEUGのいわばバイパスとして設けられていたものである。DEUGがアカデミックコースの修了証であるのに対して、職業教育を重点的に行うコースの修了証である。現在も一部に残っている。

②のDUTは、技術短期大学部 (institut universitaire de technologie: IUT) の修了証である。技術短期大学部は大学附設の機関であり、修業年限2年間で職業専門教育を行う。DEUG課程や学士課程と異なって、入学者の選抜が行われる。修了後は大学第3学年の課程やグランド・ゼコール（技師学校や商業・経営学校）などに進むことができる。

③のBTSは、リセ（高等学校）に併設される上級技手養成課程 (section de technicien supérieur: STS) で2年間の教育を受けた後、国家試験に合格することにより取得できる免状である。一般に国民教育省の管轄下に置かれているが、農業分野だけは農業省の管轄になっている。そのため、③とは別に④のBTSAが置かれている。③又は④を取得すると、②と同様に、大学やグランド・ゼコールに進むことができる（3年次への編入）。

⑤の芸術職免状は、2007年6月19日付省令により規定されている。芸術系の職業人養成の高等教育機関のうち、国民教育省の認定を受けた機関のみが授与できる修了証である。

3.1.3 免状に付記される専攻分野等の種類・名称

免状に付記される専攻分野の種類・名称について、免状の作成・授与に関する2006年12月8日付通達第2006-202号及び学士・修士国家免状授与権認証に関する2007年9月12日付通知（付録1及び3）により、付与される学位の種類によりその内容を定めている。

<学士・修士>

学士・修士に共通する専攻分野等の種類として、以下のものがある（学士の免状の雛形を図5に示した）。

①学問分野（domaine）：

各専門領域の大枠を示すものである。各機関の教育方針や、学生に習得させるべき知識・能力に関する方針を反映させたものである。

例：

- 1) 芸術，文学，言語
- 2) 法律，経済，経営
- 3) 人文・社会科学
- 4) 科学，工学，保健

これらは、2007年3月に高等教育総局が提示した案である。2007年9月12日付通達は、以下のよう指摘している。以上はあくまで例示であり全てを網羅したものではないこと、特に共同免状の場合には、関係機関間で協議して決定すること、これらは変更があってもよいが、契約更新毎に大幅な変更すべきものではないこと、である。

②専門分野（mention）：

各専門領域あるいは複合領域を示すものである。上記の通達では、各専門領域のアプローチと修了後に想定される職業で用いるアプローチとを両立した内容にすること、名称を不必要に多様化しないことが強調されている。

③専攻分野（spécialité）：

各専門分野の中を細分化したもの。上記の通達では、各機関の教育の特徴を反映させること、専門分野としての一貫性に留意して設定することが指摘されている。

<修士のみ>

目的（finalité）の表記付きで学位免状授与権が認定されている場合には、学位記（免状）に表

| | | | |
|--|--|--|--|
| Ministère de l'éducation nationale, de l'enseignement supérieur et de la recherche | | Autre(s) ministère(s) (le cas échéant) | |
| ÉTABLISSEMENT(S) D'ENSEIGNEMENT SUPÉRIEUR | | | |
| LICENCE | | | |
| Vu le code de l'éducation ; | | | |
| Vu le décret n° 84-573 du 5 juillet 1984 relatif aux diplômes nationaux de l'enseignement supérieur ; | | | |
| Vu le décret n° 2002-481 du 8 avril 2002 relatif aux grades et titres universitaires et aux diplômes nationaux ; | | | |
| Vu le décret n° 2002-590 du 24 avril 2002 pris pour l'application du premier alinéa de l'article L. 613.3 et de l'article L. 613-4 du code de l'éducation et relatif à la validation des acquis de l'expérience par les établissements d'enseignement supérieur (le cas échéant) ; | | | |
| Vu le décret n° 2005-450 du 11 mai 2005 relatif à la délivrance de diplômes en partenariat international (le cas échéant) ; | | | |
| Vu les textes réglementaires autorisant l'établissement étranger à délivrer le diplôme (le cas échéant) ; | | | |
| Vu l'arrêté du 23 avril 2002 relatif aux études universitaires conduisant au grade de licence ; | | | |
| Vu l'arrêté ministériel du relatif à l'habilitation de (établissement) à délivrer des diplômes nationaux ; | | | |
| Vu l'arrêté ministériel du relatif à l'habilitation de (établissement) à délivrer des diplômes nationaux (le cas échéant) ; | | | |
| Vu l'avis conforme du ministère de (dans le cas où un seul ministère figure dans l'en-tête et où il est seul signataire) ; | | | |
| Vu les pièces justificatives produites par M. né(e) le à en vue de son inscription à la licence ; | | | |
| Vu les procès-verbaux du jury attestant que l'intéressé(e) a satisfait au contrôle des connaissances et des aptitudes prévues par les textes réglementaires ; | | | |
| Le diplôme de LICENCE de (nom du domaine) mention spécialité (le cas échéant) | | | |
| est délivré à (Mme ou M) (prénom, NOM patronymique) | | | |
| au titre de l'année universitaire..... | | | |
| et confère le grade de licence , | | | |
| pour en jouir avec les droits et prérogatives qui y sont attachés. | | | |
| Fait à (ville)..... le (date) | | | |
| Le titulaire | Signature du chef d'établissement (ou des chefs d'établissement, le cas échéant) | Signature de (ou des) autorité (s) compétente (s) du ministère (le cas échéant) | Le recteur d'académie, chancelier des universités |

図5 学士免状の雛形

出典：国民教育省通達第2006-202号

記が義務付けられる。すなわち修士では、研究を主たる目的とする「研究修士」と高度職業教育を目的とする「職業修士」があり、両者の区別を明記することが必要となる（図6参照）。

履修形態は通常の課程のほか、継続教育の課程、見習訓練の課程がある。これらの履修形態については免状に表記することはできない。

<博士>

専攻領域（champ disciplinaire）、博士学院、論文題目（又は主要実験の題目）、審査委員会委員の氏名と職名が記される（図7参照）。

| | | | |
|--|--|---|--|
| Ministère de l'éducation nationale, de l'enseignement supérieur et de la recherche | | Autre(s) ministère(s) (le cas échéant) | |
| ÉTABLISSEMENT(S) D'ENSEIGNEMENT SUPÉRIEUR | | | |
| MASTER | | | |
| Vu le code de l'éducation ; Vu le décret n° 84-573 du 5 juillet 1984 modifié relatif aux diplômes nationaux de l'enseignement supérieur ; Vu le décret n° 99-747 du 30 août 1999 modifié relatif à la création du grade de master ; Vu le décret n° 2002-481 relatif aux grades et aux titres universitaires et aux diplômes nationaux ; Vu le décret n° 2002-590 du 24 avril 2002 pris pour l'application du premier alinéa de l'article L. 613.3 et de l'article L. 613-4 du code de l'éducation et relatif à la validation des acquis de l'expérience par les établissements d'enseignement supérieur (le cas échéant) ; Vu le décret n° 2005-450 du 11 mai 2005 relatif à la délivrance de diplômes en partenariat international (le cas échéant) ; Vu les textes réglementaires autorisant l'établissement étranger à délivrer le diplôme (le cas échéant) ; Vu l'arrêté du 25 avril 2002 relatif au diplôme national de master ; Vu l'arrêté ministériel du relatif à l'habilitation de (établissement) à délivrer des diplômes nationaux ; Vu l'arrêté ministériel du relatif à l'habilitation de (établissement) à délivrer des diplômes nationaux (le cas échéant) ; Vu l'avis conforme du (ou des) ministère(s) (dans le cas où un seul ministère figure dans l'en-tête et où il est seul signataire). Vu les pièces justificatives produites par M., né(e) le à en vue de son inscription au master ; Vu les procès-verbaux du jury attestant que l'intéressé(e) a satisfait au contrôle des connaissances et des aptitudes prévus par des textes réglementaires ; | | | |
| Le diplôme de MASTER (intitulé du domaine)....., à finalité(recherche ou professionnelle).....mention....., spécialité..... | | | |
| est délivré à (Mme ou M) (prénom, NOM patronymique) | | | |
| au titre de l'année universitaire..... | | | |
| et confère le grade de master , | | | |
| pour en jouir avec les droits et prérogatives qui y sont attachés. | | | |
| Fait à (ville)..... le (date)..... | | | |
| Le titulaire | Signature du chef d'établissement (ou des chefs d'établissement, le cas échéant) | Signature de (ou des) autorité(s) compétente(s) du ministère(le cas échéant) | Le recteur d'académie, chancelier des universités |

図6 修士免状の雛形

出典：国民教育省通達第2006-202号

| | | | |
|--|--|---|--|
| Ministère de l'éducation nationale, de l'enseignement supérieur et de la recherche | | Autre(s) ministère(s) (le cas échéant) | |
| ÉTABLISSEMENT(S) D'ENSEIGNEMENT SUPÉRIEUR | | | |
| DOCTORAT | | | |
| Vu le code de l'éducation, notamment son article L. 612-7 ; Vu le code de la recherche, notamment son article L. 412-1 ; Vu le décret n° 2002-481 du 8 avril 2002 relatif aux grades et titres universitaires et aux diplômes nationaux ; Vu l'arrêté du 3 septembre 1998 relatif à la charte des thèses ; Vu le décret n° 2002-590 du 24 avril 2002 pris pour l'application du premier alinéa de l'article L. 613.3 et de l'article L. 613-4 du code de l'éducation et relatif à la validation des acquis de l'expérience par les établissements d'enseignement supérieur (le cas échéant) ; Vu le décret n° 2005-450 du 11 mai 2005 relatif à la délivrance de diplômes en partenariat international (le cas échéant) ; Vu l'arrêté du 27 juin 1985 modifié fixant la liste des établissements autorisés à délivrer, seuls, le doctorat ; (à faire figurer sur le diplôme uniquement par les établissements relevant de cet arrêté) ; Vu l'arrêté du 21 août 2000 fixant la liste des établissements d'enseignement supérieur autorisés à délivrer le doctorat conjointement avec une université ou un institut national polytechnique ; (à faire figurer sur le diplôme uniquement par les établissements relevant de cet arrêté) ; Vu l'arrêté du 6 janvier 2005 relatif à la cotutelle internationale de thèse ; (à faire figurer sur le diplôme uniquement par les établissements en cas de cotutelle internationale de thèse) ; Vu l'arrêté du 7 août 2006 relatif à la formation doctorale ; Vu l'avis conforme du (ou des) ministère(s) (dans le cas où un seul ministère figure dans l'en-tête et où il est seul signataire) ; Vu les pièces justificatives produites par M., né(e) le à en vue de son inscription au doctorat ; Vu le procès-verbal du jury attestant que l'intéressé(e) a soutenu, le (date de soutenance), une thèse ou un ensemble de travaux (choisir l'un ou l'autre cas en fonction de la situation) portant sur le sujet suivant : (titre de la thèse ou intitulés des principaux travaux), préparée au sein de l'école doctorale (nom de l'école doctorale), devant un jury présidé par (nom et titre du président) et composé de (noms et titres des membres du jury) ; Vu la délibération du jury ; | | | |
| Le diplôme national de docteur en (discipline) | | | |
| est délivré à (Mme ou M.) (prénom, NOM patronyme) | | | |
| et confère le grade de docteur , | | | |
| pour en jouir avec les droits et prérogatives qui y sont attachés. | | | |
| Fait à (ville), le (date) | | | |
| Le titulaire | signature du chef d'établissement (ou des chefs d'établissement, le cas échéant) | Autres autorités compétentes d'un autre ministère (le cas échéant) | Le recteur d'académie, chancelier des universités |

図7 博士免状雛形

出典：国民教育省通達第2006-202号

<各学位に共通>

成績表記（優・良・可など）は大学の裁量で記載できる。

例えば、パリ西部大学ナンテール・デファンス校（旧名称：パリ第10大学）の場合、芸術・文学・言語系の学士及び修士は以下のようにになっている。

パリ西部大学ナンテール・デファンス校の免状

学士 (licence)

- 学問分野 (domaine) : 芸術・文学・言語
- 専門分野 (mention) : 諸外国の言語・文学・文明
- 専攻分野 (spécialité) : ドイツ, イギリス, スペイン, イタリア, ポルトガル, ロシア

修士 (master)

研究修士 (master recherche)

- 学問分野 (domaine) : 芸術・文学・言語
- 専門分野 (mention) : 諸外国の言語・文学・文明
- 専攻分野 (spécialité) : 以下の3分野に分化
 - ロマンズ諸国研究
 - 英語圏
 - 西欧・中欧の政治文化と社会 (以下の2コースに分化)
 - コース1 (Parcours 1) : 西欧・中欧諸国の社会と現代文明
 - コース2 (Parcours 2) : 国家と社会の概念：複合的視点と文脈即応実践

出典：http://www.u-paris10.fr/61714041/0/fiche_pagelibre/&RH=etu_inscip, 2009.12.28

3.2 学位免状授与権の認証

3.2.1 制度の概要

学位免状授与権の認証権限を有するのは国であり、国は学位を独占的に管理している。

各課程の修了者に授与される免状（学位記）についてみると、署名するのは国民教育大臣あるいはその権限委譲者となる。実際には、高等教育機関の置かれる大学区の最高責任者である大学区総長と、高等教育機関の長が共同で署名をする（図5～図7参照）。

3.2.2 学位免状授与権の認証と設置認可

学位免状授与権の認証と設置認可（フランスの大学等は政令で設置）は、原則として分離している。学位免状を授与しようとする高等教育機関は、教育課程ごとに定期的に国の審査を受け、これに合格することが必要である。いったん設置されれば、以後は半ば自動的に学位免状を授与できるというわけではない。

学位免状授与権の認証は、国と各高等教育機関が個別に契約を締結する際に行われる。各機関はその教育活動や研究活動等を含めた機関全体の活動や組織運営を行うために、国からの補助金を受け取る。

契約内容に含まれる教育活動の一部として、免状授与が含まれる。つまり、どのような種類の課程を設置し、どのような種類・専攻領域の教育を行うのか、その修了認定の結果としてのどのような免状を授与するのかを、この契約を通じて確定する。各高等教育機関は契約に定められた教育を提供し、当該課程を修了した者に免状を授与する。一方、国は免状授与権を機関に対して

認めるとともに、必要な財源を提供する。このような方法により、国と機関が契約の当事者として契約内容の遂行に責任を負うことを相互に確認する仕組みになっている。契約の有効期間は4年間であり、各高等教育機関は4年ごとに契約更新の手続をすることが必要になる。

国民教育省は、契約更新の手続が特定の時期に集中しないように、各高等教育機関の契約更新時期を4期に分けている。例えば、2009-2012年度分については、16大学（大学の総数は80強）と国立グランド・ゼコール等10機関が対象とされている。

3.2.3 学位免状授与認定に関する手続：機関に対する学位免状授与権の認証の要件

3.2.3.1 手続の書類

各機関は、学位授与権の認証を受けるために、所定の書類を国民教育省に提出し、国民教育省の審査を受けることが必要である。

国民教育省の指定する書類を、各機関が作成し提出する。その書類及び国の評価機関（研究・高等教育評価機構（Agence d'évaluation de la recherche et de l'enseignement supérieur: AERES））による意見書（評価結果）を基に、国民教育省と各機関が協議を行う。この協議を通じて、上記契約の内容の詳細を決定する。この契約は、各機関の申請する免状を実際に授与するための諸条件を規定するとともに、それを財政的に担保するために国が各機関に対して交付する補助金の額等を規定する。その補助金は各年ではなく、4年単位である。

契約更新の際の審査に関して、客観的かつ具体的な基準等は明示されていない。但し、国民教育省は、各機関が提出書類を作成するうえで留意すべき事項を、学士及び修士について示している。例えば、学士免状については以下のようなものである³¹。

1. 新入生に対する進路ガイダンスの実施（客観的な情報や個別のカウンセリングを提供すること、また各コースへの登録に先立って予備登録制度を設けることなど）。
2. 各科目群毎に、専門基礎科目、大学オリエンテーション科目、職業・専門科目を設けること。
3. 学士課程の最初の段階で複合領域教育を行うこと。これにより学生が自分の興味・能力に応じて専攻領域を段階的に決定できるようにすること。
4. 教職の準備をさせること。
5. 同一専攻領域内ではコースをあまり多様化させないこと。これにより、同一の教員団が教育を担当できるようにする。
6. 学生の多様性に配慮する。大学以外の機関（グランド・ゼコール準備級（CPGE）、技術短期大学部（IUT）、上級技手養成課程（STS））から大学第3学年に編入してくる学生のために特別指導や進路指導を行うこと。

博士についても、学士及び修士とほぼ同様の手続を経て認証される。最終的に国と各高等教育機関との契約の一環として認可される。但し、博士の場合には、博士教育を担当する博士学院（école doctorale）としての適格認定（accréditation）を得ることが必要となる。

³¹ Ministère de l'enseignement supérieur et de la recherche, Direction générale de l'enseignement supérieur, Campagne 2007-2008 d'habilitation à délivrer les diplômes nationaux de licence et de master-Vague B, p.3.

3.2.3.2 提出書類

審査を受けるために、各高等教育機関が提出する書類は、以下に定められている。

< A. 包括的な文書 >

1. 教育提供に関する評価結果：前回の契約で定めた目的の達成状況を測定するための量的データと質的コメントを付けること。
2. 機関の教育方針の説明：機関の総合的な戦略計画に示されたもの。
3. 各コース毎の教育内容等の一覧表。他機関との連携等を含む。
4. 提供する教育についての新旧対照表：契約締結前の従来のものと新しく変更するものの対照と、変更点を明示したもの。

< B. 学士と修士に共通する書類 >

1. 教育目的、習得させる知識・能力（コンペタンス）及びその目標水準、学生の成績評価の方法、契約更新の場合には、前契約期間中の成果の評価書
2. 教育課程（全体構成、設置する科目グループ、コースの内容、コース修了後に可能になる進路（進学又は就職）
3. 実際に教育を担当する責任者、教育担当チームの構成員のリスト
4. 産業界から派遣された教職員による教育担当の実施状況
5. 専門分野毎に、以下のデータ：
 - 在学者数（現行人数又は想定人数）
 - 学生の出身（出身地及び入学前所属機関）
 - 修了率、留年率又は退学率
 - 修了者の進路データ（就職率及び進学率）
6. 外国語教育に関する方針（専門教育としてのものと非専門教育としてのもの）、取得させる資格等がある場合にはその種類
7. 免状に関する補足説明資料

< C. 修士のみに求められる書類 >

1. 修士課程における教育を担当する研究室名、学術的成果をあげるために実際に関与する教員の氏名
2. 修士課程（2年間＝4セメスター）の第1セメスター及び第3セメスター時の入学志願者数及び入学者数、学生募集の方法及び募集対象とした学生
3. 諸外国の機関との連携の状況（エラスムス・ムンドス計画を含む）。共同学位（免状）又は各機関単独で授与する学位（免状）について、関係する学位（免状）毎に下記のデータを提出。連携の実施状況、学位（免状）毎の在学者数、学位（免状）の性格。
4. グランド・ゼコール（政治学院及び技師学校）と連携して修士を授与する場合
 - 修士を取得させるための特別な措置：修士取得に必要な科目・単位、企業研修等の実施状況
 - 修士以外の免状・資格を取得させるための補足的な教育

3.3 学位課程における免状授与

3.3.1 学士課程における教育課程

各大学の学士課程では、セメスター制が採用されている。修業年限3年で、6つのセメスターで構成される。各セメスターでは、各専攻領域とも幾つかの科目群 (unité d'enseignement: UE) が置かれている。科目群には関連する複数の科目が含まれている。各科目は講義、演習・実習、個人学習で構成され、それぞれの単位取得に要する時間が指定されている。各セメスターで取得する単位数は、欧州共通単位 (ECTS) で30単位とされている。この30単位を、各セメスターで配置される科目群に配分する。科目群に配分する単位数は、講義や期待される個人学習等の時間数に応じて決定される。

科目群の履修は、科目群を構成する科目で合格することにより認定される。必ずしも全科目で平均点を取得できなくてもよく、科目群全体で平均点を取れば、科目群としての単位が認定される。場合によっては、同一セメスター内の他の科目群との間で平均点に達することで、単位認定される場合もある。更に、学士課程では、同一学年内であればセメスターが異なっても、平均点として認められる場合もある。これらの措置は「科目間調整」(compensation) と呼ばれる。

セメスターごと、学年ごとに開設される科目群を履修し、必要な単位を取得すること (各セメスターは30単位)、その結果として180単位 (3年間の6セメスター分) を取得することにより、学士課程の修了が認定される。多くの大学では、科目群は専攻科目 (majeures) と副専攻科目 (mineures) で構成されている。専攻科目とは、免状取得に必要な単位数の過半数を占めている科目をさす (副専攻科目はそれ以外の科目)。副専攻科目は、学生専攻以外の幅広い学問を学ぶこと、進路変更に備えること等を目的としている (ONISEP, 2008)。

学習コースは学生ごとに個別的なものである。学生は幾つかのセメスターを経て、自分の興味関心や進路計画に沿って専門領域を決定する。学士課程の在籍者に共通に必要とされる能力は、全国的な基準として設定されていない。後述のように、この点について、政府の委員会は2008年4月にまとめた報告書において、学士課程の在籍者に共通に求められる知識と能力の内容を設定することを提言しているが、2009年12月時点ではまだ実現していない。

但し、2009年に、国民教育省の学士課程調査委員会は、学士課程の文学・言語・社会科学分野における能力基準についての検討結果をまとめた報告書を公表した (報告書に日付は記されていないが、2009年9月とみられる³²)。学士課程調査委員会は、これまでも検討結果をまとめた報告書を国民教育省に提出しているが、同報告書については提出されていないようである。ただし、同省のホームページに同報告書が掲載されている³³。

3.3.2 博士論文審査委員会の試験委員

博士免状は、博士論文審査委員会 (jury) に博士論文を提出しその審査 (公開) を受け、合格と判定されることにより授与される (審査委員会の提案に基づき、学長が授与する)。

同委員会の委員の過半数は、教授又は教授相当の者とされている (2006年8月7日付法律第19条)。委員の数は全体で3~8人とされており、学長が任命する。

³² 報告書は、「検討結果・勧告」と題するものである (Comité de suivi de la licence, Comité de suivi de la licence professionnelle, Année 2008-2009 SYNTHÈSE DES TRAVAUX RECOMMANDATIONS, 23p.)。

³³ http://media.enseignementsup-recherche.gouv.fr/file/2009/28/9/arecommandations_2008-2009_Vweb_121289.pdf

3.3.3 国内の複数大学・高等教育機関による免状の共同授与

フランスの大学では、共同免状制度が設けられている。2004年8月30日付国民教育大臣による大学及び公立高等教育機関長宛通知は、学士・修士・博士の3段階学位制度（LMD）への移行の主要目的の一つが、各高等教育機関間の協力の促進であり、これにより各機関の教育を相互補完することにあることを指摘している。同時に、大学と各種高等教育機関間の共同による教育の実施をはじめとする幅広い協力関係の構築を推奨している。

3.3.3.1 設置認可

政令で設置される国立（公立）機関に設置認可の概念はないが、設置主体は国である。なお、私立機関の設置は自由である。参加機関の設置者は国（国民教育省、その他の省庁で区分される）、私学設立人・団体である。

3.3.3.2 学位免状授与権

授与権者は国から認証を受けた機関である。

2004年8月30日付国民教育大臣による大学及び公立高等教育機関長宛通知によると、以下の2種類の場合が可能である。

① 提携する2校とも学位免状授与権を有する場合

② 提携する2校のうち、いずれかが学位免状授与権を有し、他方は有さない場合

いずれの場合にも、国民教育省に対して学位免状授与権の申請を行う。修士については、①が望ましいとの見解が示されている。

3.3.3.3 認可の要件・手続

①の場合には、提携する両機関の長が共同で申請を行う。

②の場合には、学位免状授与権を認定されている機関のみが申請を行うことができる。両機関間で協定を結び、その中で各提携校が教育の実施に際して行う貢献の様式について定めることが必要。

3.3.3.4 参考

2004年8月30日付国民教育大臣による大学及び公立高等教育機関長宛通知は、認可の要件等を細かく規定していない。学士課程調査委員会及び修士課程調査委員会が採択した共同免状に関する意見書（採択日は前者の委員会が2004年2月11日、後者の委員会が2004年4月7日）は、この点について、以下のような要件を示している（但し、法的拘束力があるかどうか不明）。

①の場合には、以下の条件を満たすこと。

- 提携する両機関間で共通の教育チーム（*équipe commune de formation*）を設置すること。
- 提携する両機関間で、研究に関して一貫した支援をすること。
- 免状審査委員会を共同で設置すること。
- 提携する両機関間で、両機関の特別の構造を考慮して学生を登録させること。
- 提携する両機関間で締結する契約に、以下の内容を盛り込むこと。
- 各機関への入学の手続
- 各機関における学生の登録手続
- 欧州共通単位（ECTS）の使用に関する諸規則
- 共同の免状審査委員会の構成

- 各セメスターにおける試験の規則及び学生の成績評価の様式
- 修士授与の規則
- 各機関の（共同免状への）参加に関する物質的条件等

②の場合には、以下の条件を満たすこと。

- 提携する両機関間で締結する契約に、以下の内容を盛り込むこと。
- 免状授与権を有しない機関に所属する教員が、免状授与権を有する機関の審査委員会に参加すること。

3.3.4 国内外の複数大学・高等教育機関による免状の共同授与

3.3.4.1 学位（免状）の種類・レベル

学士、修士、博士の各学位（免状）が対象となる。

a) 学生の学籍の所在

学生が登録したそれぞれの機関に在籍したままで免状を授与される。

b) 教育課程の編成，履修要件

教育課程の具体的な内容に関して、一般にフランスの法令は定めていない。共同免状に関する意見書（採択日は前者の委員会が2004年2月11日、後者の委員会が2004年4月7日）は、提携する両機関間で共通の教育チームを設置すること、つまり、両機関所属の教員で構成する委員会を設置し、そこで具体的な教育課程等を協議することを求めている。

3.3.4.2 免状（学位記）

a) 授与権者の名義

免状（学位記）を授与するのは高等教育機関の長である。

b) 表記方法

b.1) 共同免状を授与する機関の全てが、国民教育省管轄の高等教育機関の場合

- 免状授与者の名義（学位記の署名者）は、高等教育機関の長と大学区総長（学生が学籍登録した大学が置かれる大学区）。
- 高等教育機関の長の表記については、以下のいずれかを選択できる。
 - 関係する全ての高等教育機関の長
 - 1機関のみの学長（学生が学籍登録をした大学）。この場合、共同免状課程に関する契約に際して、この形態について各機関の同意が得られていることが必要となる。

b.2) 共同免状を授与する機関の監督官庁が、国民教育省とその他の省庁に分かれる場合。

- 免状授与者の名義（学位記の署名者）は、高等教育機関の長と大学区総長（学生が学籍登録した大学が置かれる大学区）。
- 高等教育機関の長の表記については、以下のいずれかを選択できる。
 - 関係する全ての高等教育機関の長
 - 国民教育省管轄の機関のみの学長（学生が学籍登録をした機関）。この場合、共同免状課程に関する契約に際してこの形態について各大学の同意が得られていること、及び visa に「省庁の同意意見書に鑑み」という表記が記載されていることが必要となる。

3.4 「学位」名称の規制

大学の学位（grade）及び称号（titre）は国が独占する（L613-1第1項）。私立の機関が学士等

の名で称号を発した場合は3万ユーロの罰金が課される（同第2項）。但し、名称等の規制は高等教育に限ったことではなく、中等専門教育や企業研修についても存在している。

3.5 学位の質保証

3.5.1 学位課程の質保証（アクレディテーション、評価）

学位課程の質保証は、多様な手段によって担われている。

3.5.1.1 学位課程の質保証（アクレディテーション、評価）

ボローニャプロセスによる新たな学位制度（学士・修士・博士の3学位構成）が2002年に導入された際に、それまで設けられていた免状授与権認証基準（maquettes）が廃止された。これに代わる制度として、学士課程調査委員会（Comité de suivi des Licences）及び修士課程調査委員会（Comité de suivi des Masters）が設置された。これらの委員会は、高等教育・研究審議会（CNESER）³⁴の委員、大学代表、学識経験者で構成されており、それぞれの学位課程の教育の質の維持・向上のために必要な措置について審議している。このうち、学士課程調査委員会は、免状授与権認証審査基準を盛り込んだ手引き書の作成や大学教育の領域区分、学位免状の名称、大学教育改革の実践状況の分析等を行っている（大場，2008）。

3.5.1.2 大学評価システムの導入

フランスで大学評価の必要性が叫ばれるようになったのは、1980年代以降のことである。著名な数学者であったローラン・シュバルツ（Laurent Schwartz）は、大学の教育・研究の質を維持・向上させる観点から、従来の大学のあり方を批判するとともに、評価システムの導入を提起した。これに代表される意見は政府にも共有されており、1984年に大学評価委員会（Comité national d'évaluation: CNE）が設置された。同委員会は1984年1月26日付法律により設置され、1985年の「学術的・文化的・専門的性格を有する公施設法人の評価委員会の組織及び運営に関する政令」により活動内容が規定された。大統領に直属の機関とされており、国民教育省や大学からは独立した地位を持つ。

大学評価委員会は、各種高等教育機関の活動全体の評価を担当してきた。前述のように、大学は国民教育省との間で交わす4年契約により運営されている。この契約に際して、大学評価委員会は長らく関与してこなかったが、2000年代に入り、同委員会による大学の教育・研究活動に関する評価結果を契約の内容に反映することが決定された。

同委員会は、こうした各高等教育機関の活動内容についての評価を行う傍ら、高等教育の重要テーマを定め、全国の大学の実態を調査・評価を行ってきた。その結果を報告書としてまとめて、政府の高等教育政策に反映させてきた。

一方、大学の研究活動に関する評価については、科学技術教育調査室（MSTP）が担当してきた。国民教育省の機関であり、大学の研究活動、修士・博士レベルの教育の評価を行う。主な活動内容は以下の通りである。①各大学等の研究室の研究活動の評価、②修士課程・博士課程（école doctorale）の教育課程、4年契約の内容の評価、③博士課程の活動内容の評価、研究助成金配分に関する提案、④博士教育・研究指導助成金の申請書の評価。

³⁴ 教育法典 L. 232-1条で規定された、国民教育大臣を議長とする高等教育政策に関する諮問機関。大学等の高等教育機関関係者（教職員及び学生計41名）並びにその他の各界代表（教育、文化、学術、経済、社会等から計21名）で構成される。

なお、後述するように、2006年の研究計画法に基づいて、2007年からは大学評価委員会と科学技術教育調査室に研究評価を担当する研究委員会を加えて、これらを統合した新たな評価機関である研究・高等教育評価機構（AERES）が設置されている。

3.5.2 教員の採用・昇進方法による質保証

3.5.2.1 准教授の選考・採用手続

フランスにおける高等教育機関の教員の採用は、全国共通の審査と各機関の個別審査の2段階で行われる。

全国共通の審査は、国民教育省が設置する大学評議会（Conseil national des universités）によって担われる。高等教育教員になろうとする者は、まず大学評議会の審査を受けること、審査に合格して同評議会の作成する適格者名簿に登録されることが必要になる。名簿登録のための基本条件があらかじめ設定されている。准教授の場合、①博士号又は研究指導資格（habilitation à diriger des recherches）を取得していること、②教育・研究職として3年以上の勤務経験があること、③フルタイムの契約教員であること等である。その他の条件については、国民教育省令で毎年定められ、主に、教育・研究、所属機関における管理・運営に関する活動実績に関する書類の提出が求められる。大学評議会には5専攻領域にわたって41の専門委員会が設置されている。委員会は、教授職と准教授職にある大学教員で構成される。登録希望者は、希望する委員会に書類を提出する。審査合格後に登録される名簿の有効期間は4年間である。この期間内に希望する職が得られない場合には、再度審査を受けることが必要になる。

一方、教員を募集しようとする大学等は、専攻領域ごとにその旨を官報に告示する。適格者名簿に登録された者は、これに応募することができる。個別大学の審査は、当該の専攻領域に所属する教員で構成する委員会が行う。第2次審査では面接試験も行う。これを経て、委員会は准教授候補者名簿を作成し（1ポストにつき最大5名まで掲載できる）、大学の全学議決機関である管理評議会の審議に付す。最終的に、国民教育大臣が省令により任命する。

このようなシステムは、自大学出身者を優先的に教員として採用すること（インブリーディング = endogamie）、現職の准教授を同じ職場の教授職に採用する（昇進させる）ことを防ぐ上で一定の効果があるとされる（上海交通大学の大学ランキングの結果を分析したブリュッセル自由大学教員は、インブリーディングを行っている大学のランクは下がる傾向にあることを指摘している（Le Monde, 27 septembre 2007 = Esprit, Dec. 2007, p.119）。

適格者数が募集人員を大きく上回る選考領域（例えば哲学など）では、応募倍率が10～20倍になることも少なくなく、中には100倍以上になる場合もあると言う（op.cit, p.122-123）。

いずれにしても、このような2段階の審査を経て教員の募集が行われる。そのため、研究能力という点では、教員の能力は一定水準以上に保たれる。

3.5.2.2 外部審査による教授昇格

以上のような准教授の選考・採用手続は、基本的に教授職への昇任にもほぼそのまま適用される。適格者名簿への登録申請の条件は、准教授よりも厳しく、基本資格として研究指導資格を取得していること、公立研究機関での教員又は研究員として5年以上の勤務経験のあること等とされている。また、最終学位取得後の研究継続の状況、研究成果の質、研究チームへの参加状況、博士課程学生への研究指導・学位審査の状況、大学の管理・運営への責任遂行状況等が審査の対象になっている。審査合格後に登録される名簿の有効期間は、准教授の場合と同様4年間である。

名簿登録を経て、教授職希望者は、大学が募集するポストに応募する。各大学による審査の手

続は、准教授の場合と同様である。最終的に大統領が任命する。教授の選考・採用の手続に関して注目されるのは、准教授から教授への昇進が准教授と同様の外部審査によることである。大学は、応募条件を准教授の在職者とするなど准教授を優遇することも可能になっている。しかし、教授職の大半は、適格者名簿登録以外の条件を課さない方法によって選考・採用されている。つまり、准教授としての在職経験があっても、教授職に昇格するためには学外と学内の選考機関による審査が行われ、教授としての資質が厳格に評価される仕組みになっている。

3.5.3 大学教育に関する外部評価制度

フランスでは、1980年代半ばから大学教育に関する外部評価制度を設置している。1984年に設置された大学評価委員会 (CNE) がその中心を担ってきた。同委員会は1984年1月26日付法律により設置され、1985年の「学術的・文化的・専門的性格を有する公施設法人の評価委員会の組織及び運営に関する政令」により活動内容が規定された。国民教育省や大学から独立した地位を与えられている。

1985年政令は、「高等教育の公役務の使命に相当する領域において、これら大学等全体及び各大学等が行う活動を定期的に調査・評価する」(第1条)と定めている。

大学評価委員会の主な活動は、個別大学等の教育・研究活動を評価すること、その結果を報告書として公表すること、個別大学等の評価結果を総合的な観点から分析して、国の高等教育政策全般にわたり改革提言を行うこと等である。これらの活動内容は、定期的に大統領に報告されるとともに、各種の報告書として定期的に公刊されている。

大学評価委員会は、前述のように2007年に廃止され、新たな研究・高等教育評価機構に再編されている。

3.5.4 ニセ学位 (degree mill) 対策

後述のように、政府の全国職業資格委員会が「全国職業資格総覧」(Répertoire national des certifications professionnelles: RNCP) を設けている(資料7)。これは、同委員会が所定の審査を経て、免状・職業資格として認定したものをリスト化したものである。これに掲載されたもの以外は、正式の免状・職業資格として認められない。この審査により、ニセ学位を規制していると言える。

3.6 大学等の免状と職業資格との関係

フランスの職業資格は職種及び水準等の点できわめて多様である。共通しているのは、その大半が政府が管轄する国家資格であるという点である。国民教育省、農業省、工業省、国防省、保健省、文化省等、多様な省庁が、それぞれの管轄する業務に関連して職業資格を設定している(Centre Inffo 2005:10-12)。中でも国民教育省の管理する資格は種類も豊富であり、国家資格の大半は同省の管轄下に置かれている。1990年代の半ばに、業界団体による職業資格の創設が法律により認められるようになり、実際に幾つかの業界団体が職業資格を創設し管理している。毎年職業資格取得者総数からみれば、業界団体の資格の取得者はごく一部にとどまっております、依然として国家資格が大きな比重を占めている。

それぞれの職務遂行に必要な職業資格 (qualification professionnelle) の種類や処遇等は、一般に労使間で締結される団体協約により決められる。通常は、職業資格は学校教育を通じて取得し、その免状により認定される。

学位に限定して言えば、大学が授与する学位免状も一般に職業資格の一つとして認定される。

表1 国民教育省の所管する資格の水準と種類

| | |
|---------|---|
| 第1・第2水準 | 大学第2期・第3期課程（バカロレア取得後3年以上）の免状，グランド・ゼコールの免状 |
| 第3水準 | バカロレア取得後2年の課程の免状（大学第1期課程，技術短期大学部，リセ（高等学校）附設上級技手養成課程など） |
| 第4水準 | リセの最終学年・職業リセの職業バカロレア取得課程の最終学年の修了（バカロレア取得），バカロレア取得後2年課程の中退 |
| 第5水準 | 職業リセの修了（CAP・BEP），リセ最終学年の中退 |
| 準第6水準 | コレージュ（中学校）第4学年修了，職業リセの中退など |
| 第6水準 | コレージュの第3学年履修，1年間の職業準備教育履修など |

国民教育省が所管する職業資格は、大きく6つの水準に区分されている（表1）。

フランスの職業資格は、以下のような特徴を有する。

1. 職業資格のほとんどは国家資格である。一部に民間の業界が管理する資格も認められているが、その種類や取得者は少ない。国家資格の多くは、国民教育省が管轄している。
2. 取得準備教育を経て取得する。高等教育以外の資格は、一般に国家試験に合格することにより取得できる。
3. 取得準備教育は主に学校で行われる。社会人を対象とする継続教育や、学校教育に馴染みにくい青年を対象とする見習訓練制度（*apprentissage*）というコースも一部に設けられている（一部の資格を除いて、学校教育以外のルートから取得する者は少ない）。
4. 資格毎に取得準備教育を行う学校が決まっている。学校制度における当該学校の位置（特に修業年限）によって、資格の水準が決定される。例えば、最も基礎的な職業資格として第5水準資格に位置付けられている職業適任証（CAP）と職業教育免状（BEP）の準備教育は、後期中等教育機関である職業リセのCAP準備課程とBEP準備課程（修業年限は各2年）が主として担っている。上級資格である職業バカロレア（第4水準）のそれは、職業リセ職業バカロレア準備課程（CAP準備課程等を修了した後、修業年限2年）が担っている。最高水準に位置付けられる技師（高級技術者）資格の準備教育は、高等教育の一角を占めるグランド・ゼコールの技師学校が担っている。

免状の中で職業的な性格の強いものを、以下に指摘しておく。

3.6.1 上級技手資格（*technicien supérieur*）

技手とは技術職の中間的な地位を占める職位である。技術職の頂点に位置する技師（*ingénieur*）の指示を受け、それを労働者に伝えるとともに、労働者を指揮して業務遂行にあたるのが通常の形態である。

かつては後期中等教育修了レベルで養成されていた（リセの技術教育課程など）。1980年代半ば以降、技術の高度化や後期中等教育の性格の変化（高等教育進学重視への国の方針転換）などにより、技手養成の主要な機関は後期中等教育から高等教育へと移っている。現在、高等教育における技手養成教育は、技術短期大学部（IUT）及び上級技手養成課程（STS）で行われている。いずれも2年制の短期課程である。

技術短期大学部は大学附設の機関である。大学がバカロレア取得者に原則として無選抜で入学を認めているのに対して、技術短期大学部は入学者選抜を実施している（主として書類選考による）。2年の課程を修了すると、「技術短期大学部免状」（DUT）を取得できる（国家試験は実施されない）。正規の修業年限である2年間で取得できる者は全体の66%、3年間でできる者ば76%である（Ministère de l'éducation nationale, Ministère de l'enseignement supérieur et de la Recherche

2009: 247)。

上級技手養成課程は、主要なりセ（高等学校）に付設されている。バカロレアを取得後に進む高等教育の課程として位置付けられており、入学にあたっては選抜が実施される（主として書類選考による）。2年間の課程の最後に、国家試験を受け合格すると、「上級技手免状」(BTS)を取得できる。合格率は68%（2008年度）である（Ministère de l'éducation nationale, Ministère de l'enseignement supérieur et de la Recherche 2009: 241）。

3.6.2 技師資格 (ingénieur)

技師資格は職業資格中で最高水準に位置する資格である。グランド・ゼコールで取得するのが一般的である。グランド・ゼコールは、バカロレアを取得した後、グランド・ゼコール準備級（リセ附設、修業年限2年）や、各校の入学試験を経て入学する。準備級を経由せず、直接入学させる学校も一部にある。また、大学附設の技師学校（これもグランド・ゼコールの一部）もある。

グランド・ゼコールの全てが技師資格を授与できるわけではない。技師資格を授与するためには、政府の技師資格委員会（Commission des Titres d'Ingénieur: CTI）の認証を受ける必要がある。同委員会は、1934年に法律によって設置された国の委員会であるが、独立した地位を付与されている。申請を受けた技師学校について、独自の審査を行い、基準を満たしていると判断された学校に技師資格授与の権限を認める。

技師資格を取得した者は、自動的に修士学位を取得できる（CTI, 2007）。

3.6.3 その他の資格

- 職業学士 (licence professionnelle)

学士 (licence) の学位を付与する免状として、職業学士がある。アカデミックな性格を有する伝統的な学士に加えて、職業志向の免状である。高等教育2年の課程（大学の通常のコースのほか、技術短期大学部、上級技手養成課程等）の修了者を対象とする1年制課程の修了証である。

- 職業修士 (master professionnel)

修士の一部として、職業修士がある。アカデミックな性格を有する伝統的な修士＝研究修士免状 (master recherche) に加えて、職業志向の免状として位置付けられている。

4. 学位制度の新動向

4.1 新しい評価システム：研究・高等教育評価機構 (AERES)

4.1.1 研究・高等教育評価機構の概要

既に述べたように、1980年代半ばから、フランスでは外部評価制度を設けており、その中核を大学評価委員会 (CNE) が担ってきた。2007年にはこれに代わる新たな評価機関が設置された。2006年の研究計画法 (Loi de programme pour la recherche, 2006年4月18日付法律) による「研究・高等教育評価機構」(AERES) がそれである。大学評価委員会と科学・技術・教育審査委員会、その他の機関を統合し、機能・職員を引き継ぐ形で発足した。基本的には前者と同様に、独立行政機関 (autorité administrative indépendante: AAI) としての地位を有する。研究・高等教育評価機構の基本的使命は、透明性を十分に確保しつつ評価を行うこと、高等教育・研究の質の保証を促進すること、国際的な空間にみずからを位置付けることである。

研究・高等教育評価機構の組織

1. 評議会

評議会は、研究・高等教育評価機構の運営を担っている。委員は25名の学識経験者（外国人を含む）であり、政令により任命される。委員の構成は以下の通りである。

- 学識経験者9人（3分の1以上は民間研究機関の出身者）
- 公立の高等教育機関、同研究機関の長の推薦を受けた研究者・技師・高等教育教員7人
- 高等教育・研究に関する権限を有する職員の評価機関の推薦による研究者・技師
- 高等教育教員7人
- 国会科学・技術政策評価局に所属する国会議員2名
- 委員長は委員の中から選出され、政令により任命される。

2. 評価担当の3部門

第1部門：高等教育機関及び研究機関の評価を担当。

第2部門：研究チーム（各高等教育機関・研究機関内で研究を実施するために置かれる組織で、しばしば複数の機関出身の研究者で構成されている）の評価を担当する。

第3部門：高等教育及び免状の評価を担当する。

同機構は、以下の任務を負っている。

1. 研究機関、高等教育・研究機関、共同学術機関について、その基本的使命や活動を尊重しつつ評価を行うこと。
2. 各機関における研究チームが行っている研究活動を評価すること。
3. 高等教育が行っている教育と研究活動を評価すること。
4. 各機関が教員に対して行っている評価を認定したり、同評価を実施するための条件について見解を表明すること（但し、同機構は個人評価を行わない）。

つまり、主な活動内容は、個々の高等教育機関及びその連合体の教育・研究活動に対する評価である。特に同機構は国との間で4年契約を結んだ機関の評価を重点的に行うとになっており、ほぼ4年毎のサイクルでこれらの機関の評価を担当する。これらの評価結果は、全て報告書として公表される。同時に、4年契約の締結に向けて国民教育省と各機関が行う協議にも供される。

4.1.2 研究・高等教育評価機構（AERES）の評価活動

同機構の評価は、各機関が行った自己評価の結果に基づいて実施される。この結果を踏まえつつ独自の評価を行い、各機関の活動状況を幅広い視点から総合的に評価する。公表されている評価基準に基づいて、各機関の持つ強みと弱みを指摘するとともに、機関の運営の将来戦略について勧告を行う。各機関単独での活動だけでなく、活動を実施する上での利害関係者（高等教育機関、研究機関、地方公共団体、各種社会・経済団体、文化団体等）との連携状況についても評価を行う。

各教育機関等の評価を行う「評価担当者」(expert)は、同機構の評議会や幹部、各高等教育機関、研究機関等の提案に基づいて作成された評価担当者リストの中から、評価対象機関の特徴・課題などを考慮して決定される。フランス人だけでなく、外国人が選ばれることもある。評価作業を開始する前に、評価担当者は評価方法等に関して同機構の研修を受ける。

4.1.3 評価の順序

評価の順序は以下のようである。

① 準備段階：

評価担当者に対して評価方法を周知する。

評価対象機関との協議を行う。

評価書に基づいて評価担当者が評価を開始する。

② 訪問調査：

評価担当者が評価対象機関に訪問する。

③ 報告書の作成：

評価対象機関に対して評価結果を提示し、評価対象機関の検討に付す。

研究チームに対して評価の点数化を行う。

評価報告書と評価対象機関の検討結果を公刊する。

④ 分析・総括：

総括文書を作成する。

評価結果を検討するとともに、実践に反映させる。

③の一環として、同機構は各機関の研究活動を中心的に担う研究チームの活動結果について点数化を行う。点数化は、活動成果、魅力（研究チームの吸引力＝人員・資金の獲得状況）、戦略、プロジェクトの4点について行われ、総合的な評価結果がA＋、A、B、Cの4段階で示される。

学士課程の教育に関しては、学士課程における先進的な取組、学士課程改革の目的・手段、同課程で提供される教育の範囲、学士免状の質の4点について行われる。

この一連の活動を通じて、同機構としてもみずからの評価方法の改善に努めることになっている。

各機関における調査に関しては、訪問調査委員会（高等教育教員、行政官、社会・経済界の代表、学生等で構成される）が、当該機関を訪問し調査を行う。この調査では、各機関において聞き取り調査を行う。訪問調査委員会が面接する対象は、「研究・高等教育拠点」（pôles de recherche et d'enseignement supérieur: PRES, 近隣の高等教育機関や研究機関が形成する連合体をさす。後述。）の総長・事務局職員、各種サービス部門の責任者、研究・高等教育拠点（PRES）の財政責任者や同拠点を構成する大学・グランド・ゼコールの長、その管理運営評議会委員、研究機関の地域圏代表部、学生代表、地域圏議会代表、その他である。各機関は、訪問調査委員会に対して、研究・高等教育拠点（PRES）に関する各種統計データ、事務局会議の報告書、研究・高等教育拠点（PRES）の活動報告書及び自己評価報告書、研究活動に関する拠点の特殊報告書等の書類を提出する。

このうち、各高等教育機関による自己評価は、旧大学評価委員会が作成した「規準書」（Livre des références, 2003年）に基づき行う。この規準書は、各機関の教育方針、学術研究方針、機関経営の3章で構成されている。各章に、機関の果たすべき役割、実施条件等を示されている。各機関は評価基準の達成状況を、根拠資料とともに提出することになっている。

4.2 高等教育・研究拠点（PRES）の形成と共同免状の促進

フランスの高等教育機関や研究機関はそれぞれ独立性が強く、近隣の機関同士であっても、連携して教育・研究活動を進める慣例が十分に形成されてこなかった。同じ都市内でも専攻分野別に幾つかの大学に分離している。例えば、首都圏イル＝ド＝フランス地域では、パリ第1大学からパリ第13大学までの13大学のほか、1990年代に創設された4大学を合わせて計17大学が設置されている。

このようにいわば教育・研究機関の分散は、各機関の教育・研究活動の発展を阻害する可能性があること、国際競争力の面でも不利な側面があることが指摘されてきた。特に後者の点に関しては、国際大学ランキング（中でも上海交通大学によるランキング）の影響が指摘されている。個々の大学の研究・教育実績が評価の対象となるために、規模の小さい機関は不利になりがちであるとの判断が働く。

この状況を改めるために、政府が打ち出したのは、大学と選抜制機関・国立研究機関相互接近、両者の連携によるシナジー効果の創出である。例えば、「研究・高等教育拠点」の構築である。2006年の研究計画法（2006年4月18日付法律）により、高等教育機関・研究機関の連携が強力に促進されることになった。近隣の大学、グランド・ゼコール、各種の研究機関が教職員や施設・設備等の資源を共有し共同で研究活動を推進することにより世界的水準の研究成果をめざす戦略である。その一環として大学教育の質的改善も同時に企図している。2007年に9か所の拠点が形成されたのに続いて、2008年2か所、2009年に4か所と続き、2010年1月現在15か所が形成されている。

まず、グランド・ゼコール準備級（CPGE）について、リセ（高等学校）、大学、グランド・ゼコールの三者が協力して運営する動きが見られる。CPGEは、文字どおりグランド・ゼコール入学試験の準備教育を目的としてきた。その教育内容に大学で取り扱う内容を採用するなど幅を持たせることになり、CPGEの学生に大学教育への関心を高め、大学への進学（3年次編入学）を促している。

修士・博士レベルでは、大学とグランド・ゼコールの連携は更に強化されている。修士レベルでは、双方の強みを活かして共通教育を実現したり両方の教育の受講を促したりしている。これにより、高度な教育を実現するとともに、学生に学術面と実用面の複合的視点を持たせることが企図されている。もちろん、外国から優秀学生を引き寄せることも重視されている。理工系の名門同士であるパリ第11大学とエコール・ポリテクニクが成績優秀者に対して修士レベルの共同免状を授与することで協定を結んだことは、連携促進策の成果として注目されている。

グランド・ゼコール準備級と大学との連携

グランド・ゼコール準備級（CPGE）と大学との連携は、CPGEの学生に大学教育への関心を喚起する目的で、既に10年ほど前から実施されてきた。最近の連携は、基本的にこれを更に発展させることを企図しているが、それにとどまらない目的も持っている。

特に注目されているのは、パリ南郊の地域で2006年以降に実施・展開されているものである。CPGEを設置するリセ（高等学校）を中心に、大学とグランド・ゼコールが共同でCPGEの運営にあたっている。この新しいタイプのCPGEは、主に以下の目的を掲げている。

- ① CPGEの生徒に大学教育への関心を高め、修了後に大学への進学を促すこと
- ② リセの技術・職業教育コースの生徒にCPGE進学を促すこと

①に関しては、CPGEが伝統的に担ってきたグランド・ゼコール入学試験準備だけでなく、大学で教授される科目を加えている。また②に関しては、技術・職業教育コース出身者が従来CPGE進級の機会が制限されていた事態を改善し、教育機会の平等化の促進をめざしている。

このような動きは、パリ北郊でも観察されている。ここでは、週の3日間をCPGEで、残り2日間を大学で授業を受ける。主に、CPGEに代表される選抜制の高等教育機関への進学機会に乏しい生徒に、その機会を提供することを目的としている。大学とCPGEの教員が共同で授業を担当している。

更にフランス東部のストラスブールでは、企業をも巻き込んで同様の取組が展開されている。（Ministère de l'enseignement supérieur et la recherche, Rentrée universitaire 2009/2010, pp.22-24.）

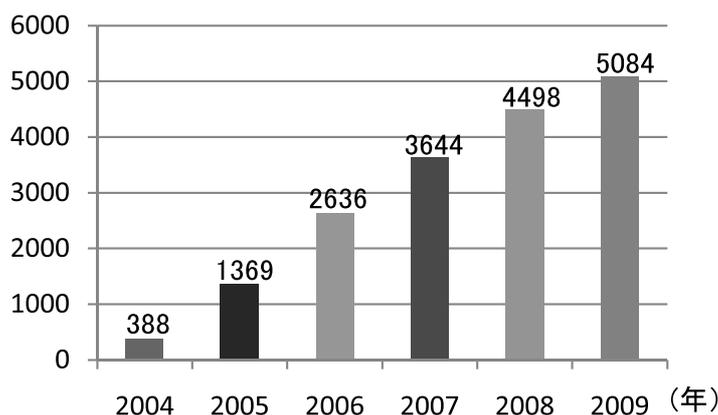


図8 全国職業資格総覧に登録された免状・職業資格の総数

【注】数値は毎年1月現在での数値である。

出典：La Commission nationale de la certification professionnelle 2008, Rapport au Premier Ministre, p.8.

4.3 「全国職業資格総覧」の創立とそれによる免状・職業資格の質保証

全国職業資格総覧（Répertoire national des certifications professionnelles: RNCP）は、政府の全国職業資格委員会（Commission nationale de la certification professionnelle: CNCP）によって管理されているものである。政府が管轄する公的資格のほか、所定の手続を経て創設される民間団体の職業資格を掲載している。

全国職業資格委員会は、2002年1月17日付け法律（通称、「社会現代化法」と呼ばれる）により設置された政府の組織であり、職業教育訓練管轄の省庁に所属する。各省庁や地域圏（数県で構成する広域行政組織）の代表のほか、企業・労働組合等の社会的利害関係者、商工会議所等の代表、更に学識経験者の総勢43名で構成されている。委員会は全国職業資格総覧の作成・更新の作業を主な業務としており、実際の作業は委員長の権限下に置かれる専門委員会が担当している。

専門委員会は、各種の団体から申請を受けて、当該の職業資格が全国職業資格総覧に掲載する条件を満たしているかどうかを審査している。その審査にあたっては、明確な手続が定められている。例えば、申請にあたっては、①職業従事者が担当する業務や証書が認定する能力、②業務遂行に必要な知識・技能・能力、③能力の評価・証書取得の手続等を定めた書類を提出することになっている（Centre Inffo 2005：28）。

そのため、この総覧に登録された免状・職業資格は、国がその質を保証しているとみることもできる。

この業務を通じて、個人・企業に対して各種免状・職業資格に関する最新の情報を提供すること、及び就職の促進、人的資源の管理、職業移動の促進に関して、一般の利用者の利用に供している。

4.4 通常の大学教育を経由しない免状取得制度

4.4.1 概要

「社会経験認定制度」（validation des acquis de l'expérience, 以下「VAE」、あるいは「VAE制度」と略）による免状授与方式の概要を以下に説明する。この制度は、一定の条件を満たした成人に対して、通常とは異なるルートによる免状取得を認めるものである。すなわち、教育機関外での多様な活動を通じて、成人が形成してきた諸能力を評価し、それが免状授与に値すると判断された場合に、免状を授与する制度である。

フランスでは公的職業資格制度が発達しており、これを取得することが社会生活や職業生活を営む上で、きわめて重要な意義を持っている。就職時にその取得の有無が問われるのはもちろん、就職後も資格を取得しているかどうかによって昇進・給与等の待遇に明確な差が生ずる。歴代の政府は、職業資格の重要性に鑑み、これをできる限り多くの人々に取得させることを目標としてきた。後期中等教育2年修了程度の資格以上のなんらかの職業資格を同一年齢層の全員に取得させるという方針が、1980年代半ばに打ち出された。その後も同様の目標を法令で規定するなど、政府は職業資格取得の促進を重視してきた。にもかかわらず、基礎的な職業資格でさえ取得していない成人は依然多い。特に年齢の高い層でそれが顕著である。2008年現在、いかなる資格も保持しない者の全年齢人口中の割合は平均28.0%、50～64歳では33.2%である。後期中等教育2年修了程度の資格以下の資格保持者との合計でみると、それぞれ35.1%、42.5%に達する（INSEE 2009）。

資格を取得していないか、取得していてもその水準の低い、したがって市場価値の乏しい資格しかもたない成人に対して資格の取得を促すために、政府は継続教育制度を整備したり各種の職業教育訓練プログラムを実施したりしてきた。更に1990年代からは新たな方策を打ち出した。その一つが、職業経験で獲得した知識・技能を評価することにより資格を取得させる制度である。VAE制度は、この政策の延長線上にある。職業資格取得の正規ルートである学校教育や資格試験を経ることは、成人労働者にとって決して容易なことではない。時間的にも経済的にも、教育を受けたり試験準備をしたりすることは難しい。非就業者であっても、学校を離れてから時間の経過している場合には、教育を再開することには困難を伴う。VAE制度は、学校教育や資格試験を経由しないで、職業生活や社会生活を通じて日常的に形成する知識・技能を評価することにより、彼らにも職業資格の道を開こうとするものである。この方法であれば、就業・非就業を問わず成人にとってはるかに資格取得は容易であり、資格取得の意欲も持ちやすい。VAE制度は政府にとって資格取得促進という目的に適った制度であり、成人にとっても好都合な制度となる可能性は高い。

しかし、この制度に問題はないのだろうか。結論をやや先取りして言えば、VAE制度は少なくとも二つの意味で矛盾を内包した制度とすることができる。第一に、社会的に不利な状況に置かれた人々の救済策としての意味を持つ。なんらかの理由で資格取得に必要な学校教育を受けられなかったり、教育を受けても資格試験に合格できなかった人々に、正規のものとは別ルートで資格取得を促すものである。そのことは同時に、正規ルートで資格取得をめざす人々との間で不公平を生ずる可能性がある。第二に、VAE制度の利用者は、一定条件を満たした人々であり、高等教育在籍者の中ではごく少数である。量的な側面では、高等教育にとっては重大問題とは考えにくい。しかし、質的な側面では状況は異なる。同制度は免状取得に関するものであるため、提起している問題は高等教育の根幹に関わる性格のものである。

4.4.2 VAE制度の導入の背景

社会人も職業資格を取得しようとする場合には、希望する資格の準備教育を行う学校に入学し、そこで資格試験の準備教育を受けることが基本である。そのために、取得を希望する職業資格の水準に対応して多様な継続教育機関が設置されている。中等教育レベルの資格であれば、職業リセヤリセ（普通教育課程と技術教育課程を設置する）等が継続教育を提供する。高等教育レベルの資格については大学やグランド・ゼコールが教育を提供する。学校・大学以外にも、成人向けの各種教育・訓練施設が同様の機能を担っているし、遠隔教育を行う国立遠隔教育センター（Centre national d'enseignement à distance: CNED）も設置されている。

しかし、社会人にとって、長期間にわたり学校教育を受けることは難しい。職業資格取得を希望しても、実際に取得に至らないケースは多い。高等教育における継続教育の利用者は2007年度で34.7万人であり、高等教育在籍者総数223.2万人の約16%にあたる。しかし、継続教育によって免状を取得した者は6.8万人であり、免状取得者総数の11%（大学に限定すると8%）にとどまっている（Ministère de l'éducation nationale & Ministère de l'enseignement supérieur de la recherche, 2009 : 215, 269）。

その一方、社会人は各職場で多様な職務に従事する中で、職務遂行に必要な多様な知識・技能を修得している。それができないようであれば職務にとどまることは難しい。明確な意識の下で獲得したものばかりでなく、意識しなくても結果的に獲得できている場合もあり得る。職業資格は特定の職務遂行に必要な知識・技能を公証するものととらえれば、逆にその知識・技能を既に獲得している者に対して、一定条件の下で職業資格を付与することは検討される余地がある。このような考え方に立って、正規の方法とは異なる方法により職業資格の取得に道を開こうとするのが VAE 制度である。

VAE を通じて取得できる資格は、「全国職業資格総覧」に登録されていることが条件である。

4.4.3 高等教育における VAE 制度の展開

4.4.3.1 1985年政令（1985年8月23日付政令）による制度

フランスの高等教育は、他のヨーロッパ諸国と同様に、大きく学士（修業年限3年）、修士（同2年）、博士（同3年）の3課程で構成される。通常は、大学の各段階の学位取得課程への入学に際しては、それぞれ基礎資格が定められている。例えば、高等教育機関の最初の課程である学士課程に進学するには、バカロレア資格（後期中等教育修了と高等教育入学資格を合わせて認定する国家資格）が必要である。修士課程への入学には、学士学位（免状）を必要とする。

但し、社会人には例外措置が認められており、特別試験に合格することにより大学に入学する道が残されている。1985年には、社会人の高等教育機会を拡大するための措置が講じられている。1985年8月23日付政令（以下、「1985年政令」と略す）は、社会人の保持する能力の審査を行い、能力が一定水準に達していると判断された者については、高等教育への進学を認めるという制度を導入した。これにより、特別試験を受けなくても、大学に進学できる（大学以外の選抜制教育機関の場合には、入学試験を受験できる）ことになった。また、過去に高等教育機関に在籍しながらも上級課程進学に必要な免状取得に至らなかった者についても、審査に合格することにより上級課程への進学を認めることを可能にした（審査を受けるには、離学後3年が経過していることが条件）。

審査を担当するのは、各大学に設置される教育委員会（commission pédagogique）であり、過去に教育機関で受けた教育の内容や職業経験（企業実習を含む）の内容などを本人の申請書に基づいて評価する。これらの内容が希望する課程の教育内容・水準と照らして適切と判断された場合には、志願者は知識を確認するテストを受けることができる。例外的に、試験の一部あるいは全部が免除されることもある。

4.4.3.2 2002年法による VAE 制度の導入

2002年1月17日付法律（「社会現代化法」と呼ばれる）は、「実生活に従事する者は全て、免状、職業志向の称号又は資格証書の取得に関して、経験とりわけ職業経験により習得した成果の認定を受ける権利を有する」と規定している。VAE 制度に関する同法の主な内容は以下の通りである。

1. 経験認定制度の利用にあたって必要とされる職業経験の年数を、従来の5年から3年に短

縮する。

2. 資格取得の審査の対象となる経験は、従来の職業従事者として従事した経験という限定を緩和して、職業従事以外の経験、ボランティア活動であっても可とする。
3. 職業経験認定制度では、資格試験の受験を前提として試験科目の一部が免除された。VAE 制度では、新たに試験科目の全部を免除することを可能にした。つまり、試験を受けなくても、能力の評価だけで資格の取得を可能にする。

VAP 制度が一定の支持を得て普及をみたことを背景として、この制度の原理を更に進めて、従来以上に資格を取得しやすくすることが企図されているのである。

4.4.4 高等教育における VAE 制度運用の実態

4.4.4.1 大学における VAE 制度の体制

各大学には、VAE を専門に担当する部署 (service de la validation des acquis: SEVA) が設置されている。当該部署の名称や組織は大学により多少の差異はあるが、多くは継続教育担当部署 (service de formation continue: SFC) の中に置かれている。VAE 担当部署には、専門職員 (VAE カウンセラー) が配置されており、VAE 制度による免状取得希望者の指導を担当している。彼らは教員ではなく、事務職員としての身分をもつ。VAE 制度での免状取得希望者は、まず VAE 担当部署と接触することになる。

各大学は、個別に VAE 審査委員会を設置する。委員会のメンバーの過半数は教員が占めるが、そのほかに、教職以外の職業従事者の経験を持ち学習成果を評価する能力を有すると判断された人も加わる。その際、男女比が同じになることが考慮される。委員の任命は、学長が委員候補者の能力や資格等を考慮して決定する (Centre Inffo 2005: 28)。VAE カウンセラーは、通常は審査委員会のメンバーになれない。

審査委員会は、審査を経て、大学での修学を免除するかどうかを決定する。免除の場合には、全部を免除する場合と一部を免除する場合とがある。後者の場合には、審査委員会は免状取得に必要な知識や能力を志願者に示す (Centre Inffo 2005: 28)。

4.4.4.2 免状授与までの諸手続

VAE 制度は、以下のような手続に従って進められる (図 9 参照)。

VAE 制度による免状取得を希望する者 (以下、VAE 希望者と略) は、大学が行う説明会に出席して、免状取得までに要する過程や具体的な手続等についての説明を受ける (Université de Paris 13, 2009)。その上で、手続を開始するかどうかを決定する。説明会では、VAE 制度の歴史、VAE 制度に関する大学の各種措置、VAE 制度に関する手続、申請・免状取得等に要する経費、時間、手続等の情報を提供する。説明会で得た情報を基に、VAE 希望者は免状取得までの独自の計画を立てる。自分の過去の諸経験を踏まえて、どのような免状の取得を希望するか、その取得の可能性があるかどうかを検討する。検討内容を踏まえて、予備申請書を作成する。

希望する免状の取得コース責任者の教員は、予備申請書の内容から免状取得の見込みがあるかどうかを判断するとともに、その結果を VAE 担当部署に報告する。見込みがあり申請書受付が可能と判断された場合には、継続的指導契約 (contrat d'accompagnement) を大学と希望者間で結ぶ。契約は義務ではなく任意である。

契約締結後に VAE 部署に配置されている VAE カウンセラーが希望者の継続的指導を行う。この指導では、希望者が意欲を持ち続けるようにすること、免状の取得要件や審査委員会の期待する内容に合致する個人的・職業的な経験を確定することを目的としており、最終的に免状取得に



図9 パリ第8大学におけるVAEの手続・各段階の作業

資料：Paris 8-Bureau de la VAE 2009, “Procédure pour candidates à la VAE (décret 2002) à Paris 8”

まで希望者を導く。とりわけ、免状取得の可能性を高めるような申請書を書けるように指導することがポイントである。例えばパリ第13大学の場合、この指導は以下のような内容で行われる(University de Paris 13, 2009)。

① 方法ワークショップ (1日)

最初のワークショップであり、VAE カウンセラーは、申請書の作成方法(自分自身の過去の諸経験の中から申請書に記入する経験の選択とその概要説明、学習内容の明確化等)、申請書の提出方法、審査委員会が求める条件等を説明する。免状取得に必要な諸手続等に関するガイドを配布する。

② 書き方ワークショップ (1日)

方法ワークショップから約4週間後に開催する。申請書の書き方についての指導を行うとともに、今後作成すべき書類等について希望者が正確に理解しているかどうかを確認する。

③ 個別指導 (約15時間)

VAE カウンセラーが希望者と面接を行い、希望者の過去の経験から免状審査で活用できる経験の選択、申請書の作成方法等を説明する。

④ 教員との面接 (1時間)

免状取得のためのカリキュラムとの関係で、申請書の内容の不十分な点を指摘すること、VAE カウンセラーと再度作業を行う内容を明確にすることを目的とする。

⑤ 審査委員会での審査準備ワークショップ (4時間)

VAE カウンセラーは、審査委員会の構成、審査委員会の面接の流れを説明するとともに、審査委員会の前で希望者が口頭で適切に説明できるように指導する。

4.4.5 VAE 制度を利用した免状取得状況

VAE で最も利用者が多いのは、修士32.8%、次いで職業学士26.6%である。1985年政令による制度では、修士34.9%、次いでリサンス27.1%の順である。つまり、いずれも修士が最多であり、リサンスないし職業学士と合わせて両者で、全体の約6割を占めている。

表2 VAE 制度等による免状取得状況 (単位: %)

| 免状の種類 | 1985年政令による | 2002年法による |
|--------------------------|------------|-----------|
| 高等教育の最初の2年制課程の免状 | | |
| 大学一般教育免状 | 6.4 | 0.5 |
| 技術短期大学部免状・大学技術教育免状 | 5.3 | 9.6 |
| 大学の3年制課程以上の免状 | | |
| 学士(リサンス, 修業年限3年) | 27.1 | 17.2 |
| 職業学士(職業教育系リサンス, 同3年)* | 10.1 | 26.6 |
| メトリーズ(旧来型。上級学士, 同4年)* | 6.9 | 3.2 |
| DEA・DESS(旧来型。修士相当, 同5年)* | 1.4 | 1.4 |
| 修士 | 34.9 | 32.8 |
| その他の免状** | 8.1 | 8.7 |
| 合計 | 100.0 | 100.0 |

* 表中の修業年限はバカロレア取得以降の全体の年限であり、各課程の修業年限はいずれも1年である。

** 「その他の免状」には、技師資格、大学附設職業教育センター(IUP)のリサンス、メトリーズ等を含む。

出典: Ministère de l'éducation nationale, 2007, Note d'information 07-39. 一部を変更した

参考文献

(1. 及び2. 関連)

AFAE = Association française des Administrateurs de l'Éducation (1999) *Le système éducatif français et son administration*. 8ème édition: octobre 1999, AFAE, Paris.

CDIUFM = Conférence des Directeurs d'IUFM (2007) *Master et formation des enseignants*. CDIUFM, Paris.

Chabbal R. et al. (2007) *L'enseignement supérieur en France – État des lieux et propositions*. Rapport établi sous la direction de François Goulard, Ministre délégué à l'Enseignement Supérieur et à la Recherche, MEN, Paris.

Ministère de l'Éducation nationale et Ministère de la Recherche (2001) *Rapport sur les études doctorales*. MEN-MR, Paris.

Ministère de la Jeunesse, de l'Éducation nationale et de la Recherche (2002) *Les établissements supérieurs: structure et fonctionnement – Guide pratique*. Édition 15 mai 2002, MEN, Paris.

Prélot, P.-H. (1989) *Les établissements privés d'enseignement supérieur*. Librairie générale de Droit et de Jurisprudence, Paris.

Lecherbonnier S. (2006) Classes prépas et LMD: à la recherche du consensus. *L'ORS* N° 11, 9 octobre. <http://www.lors.fr/article.php?aid=1592> (平成19年2月13日参照)

石村雅雄, 1991, 「フランスの大学の設置形態の分析—特徴ある公施設法人 (établissement public) の法制度的検討—」『京都大学教育学部紀要』35, pp.165-176.

上原秀一, 2007, 「博士課程に関する省令—第3期課程の定義変更と「博士課程研究科」の設置」文部科学省生涯学習政策局調査企画課編『諸外国の教育の動き2006』国立印刷局, pp.114-116.

蛭原健介 (Web) 「フランスの公企業」

<http://www.meijigakuin.ac.jp/~ebi/droitfrancais/entrepub.htm> (平成19年12月20日参照)

大場淳, 2008a, 「フランスの高等教育機関と学位授与権」『日仏教育学会年報』14, pp.45-55.

大場淳, 2008b, 「ボローニャ・プロセスとフランスにおける高等教育質保証—高等教育の市場化と大学の自律性拡大の中で—」『大学論集』39, pp.29-50.

大場淳, 2009, 「フランスにおける博士教育制度の改革—LMD導入と博士学院の整備をめぐって—」『広島大学教育学研究科紀要第三部』58, pp.283-292.

特殊法人の情報公開の制度化に関する研究会, 1998, 『特殊法人の情報公開の制度化に関する調査研究—特殊法人情報公開制度等に係る比較研究を中心として—』総務庁行政管理局.

夏目達也, 2007, 「フランスにおける大学院教育の質的向上—「博士教育センター」をめぐって—」『名古屋高等教育研究』7, pp.187-207.

夏目達也, 2008, 「フランスにおける大学院教育制度整備の現状と課題」『名古屋高等教育研究』8, pp.95-116.

(3. 及び4. 関連)

Centre INFFO, 2005, VAE mode d'emploi édition 2005.

CTI = Commission des Titres d'Ingénieur, 2007, *Cti, Commission des Titres d'Ingénieur*. CTI, Paris.

Medhi Farzad et Saeed Paivandi, 2000, "Reconnaissance et validation des acquis en formation".

Neyrat F. (dr.) et alii, 2007, La validation des acquis de l'expérience, Bellecombe-en bauge, Ed. du Croquant. pp.163-182.

Ministère de l'éducation nationale, 2007, Note d'information 07-39

Ministère de l'éducation nationale, Ministère de l'enseignement supérieur et de la Recherche 2009, Repères et références statistiques sur les enseignements, la formation et la recherche, édition 2009.

Ministère de l'enseignement supérieur et de recherche 2009 a, "Politique contractuelle dans l'enseignement supérieur et la recherche Vague D 2010-2013 mode d'emploi."

Ministère de l'enseignement supérieur et de recherche 2009 b, "Campagne 2007-2008 d'habilitation à délivrer les diplômes nationaux de licence et de master-Vague B".

Ministère de l'enseignement supérieur et de recherche 2009 c, "Cahier des charges et recommandations du comité de suivi"

INSEE, 2009, L'Insee et la statistique publique, Niveau général de formation selon l'âge
http://www.insee.fr/fr/themes/tableau.asp?reg_id=0&ref_id=NATTEF07232, 2009.11.24.

Paris 8-Bureau de la VAE 2009, "Procédure pour candidates à la VAE (décret 2002) à Paris 8"

Université de Paris 13, 2009, Ma vie a Paris 13, Mode d'emploi.

L'Onisep (Office national d'information sur les enseignements et les professions), 2008, Après le Bac 2008.

大場淳編, 2009, 『フランスの大学評価』(高等教育研究叢書104) 広島大学高等教育研究開発センター.

大場淳, 2008, 「フランスにおける高等教育の質保証 —直接統制から間接統制へ—」『フランス教育学会紀要』20, pp.15-23.

夏目達也, 2003, 「職業資格取得試験における実務経験の位置と評価—フランスの成人労働者対象の職業経験認定制度を中心に—」『職業と技術の教育学』16, pp.17-35.

資料1 公教育の役割・目的・原則等に関する教育法典の規定

Prèmiere Partie Dispositions générales et communes（総則と共通規定）

Livre Ier Principes généraux de l'éducation（教育の一般・基本原則）

Titre Ier Le droit à l'éducation（教育権）

Chapitre Ier Dispositions générales（総則）

Article L. 111-1（教育の国家的優先事項と公教育の原則）

L'éducation est la première priorité nationale. Le service public de l'éducation est conçu et organisé en fonction des élèves et des étudiants. Il contribue à l'égalité des chances.

⇒本項及び次条以下に、具体的内容についてより詳細に記述。

Article L. 111-5（公高等教育機関運営の構成員）

Le service public de l'enseignement supérieur rassemble les usagers et les personnels qui assurent le fonctionnement des établissements et participent à l'accomplissement des missions de ceux-ci dans une communauté universitaire.

Il associe à sa gestion, outre ses usagers et son personnel, des représentants des intérêts publics et des activités économiques, culturelles et sociales.

Titre II Objectifs et missions du service public de l'enseignement（公教育の目的と使命）

Chapitre Ier Dispositions générales（総則）

Article L. 121-1（学校の役割）

Les écoles, les collèges, les lycées et les établissements d'enseignement supérieur sont chargés de transmettre et de faire acquérir connaissances et méthodes de travail. Ils contribuent à favoriser la mixité et l'égalité entre les hommes et les femmes, notamment en matière d'orientation. Ils concourent à l'éducation à la responsabilité civique et participent à la prévention de la délinquance. Ils assurent une formation à la connaissance et au respect des droits de la personne ainsi qu'à la compréhension des situations concrètes qui y portent atteinte. Ils dispensent une formation adaptée dans ses contenus et ses méthodes aux évolutions économiques, sociales et culturelles du pays et de son environnement européen et international. Cette formation peut comprendre un enseignement, à tous les niveaux, de langues et cultures régionales. Les enseignements artistiques ainsi que l'éducation physique et sportive concourent directement à la formation de tous les élèves. Dans l'enseignement supérieur, des activités physiques et sportives sont proposées aux étudiants.

Article L. 121-2（文盲対策）

La lutte contre l'illettrisme constitue une priorité nationale. Cette priorité est prise en compte par le service public de l'éducation ainsi que par les personnes publiques et privées qui assurent une mission de formation ou d'action sociale. Tous les services publics contribuent de manière coordonnée à la lutte contre l'illettrisme dans leurs domaines d'action respectifs.

Article L. 121-3（言語・文化教育）

I. -La maîtrise de la langue française et la connaissance de deux autres langues font partie des objectifs

fondamentaux de l'enseignement.

II. -La langue de l'enseignement, des examens et concours, ainsi que des thèses et mémoires dans les établissements publics et privés d'enseignement est le français, sauf exceptions justifiées par les nécessités de l'enseignement des langues et cultures régionales ou étrangères, ou lorsque les enseignants sont des professeurs associés ou invités étrangers.

Les écoles étrangères ou spécialement ouvertes pour accueillir des élèves de nationalité étrangère, ainsi que les établissements dispensant un enseignement à caractère international, ne sont pas soumis à cette obligation.

Article L. 121-4 (教養)

Les enseignements scolaires et universitaires ont pour objet de dispenser les connaissances de base et les éléments d'une culture générale incluant les données scientifiques et techniques, de préparer à une qualification et de concourir à son perfectionnement et à son adaptation au cours de la vie professionnelle.

Article L. 121-5 (体育)

L'éducation physique et sportive et le sport scolaire et universitaire contribuent à la rénovation du système éducatif, à la lutte contre l'échec scolaire et à la réduction des inégalités sociales et culturelles.

Article L. 121-6 (芸術教育)

Les enseignements artistiques contribuent à l'épanouissement des aptitudes individuelles et à l'égalité d'accès à la culture. Ils favorisent la connaissance du patrimoine culturel ainsi que sa conservation et participent au développement de la création et des techniques d'expression artistiques.

Ils portent sur l'histoire de l'art et sur la théorie et la pratique des disciplines artistiques, en particulier de la musique instrumentale et vocale, des arts plastiques, de l'architecture, du théâtre, du cinéma, de l'expression audiovisuelle, des arts du cirque, des arts du spectacle, de la danse et des arts appliqués.

Les enseignements artistiques font partie intégrante de la formation scolaire primaire et secondaire. Ils font également l'objet d'enseignements spécialisés et d'un enseignement supérieur.

Article L. 121-7 (技術教育)

La technologie est une des composantes fondamentales de la culture. Les écoles, les collèges, les lycées et les établissements d'enseignement supérieur relevant des ministères de l'éducation nationale et de l'agriculture assurent un enseignement de technologie.

Chapitre III Objectifs et missions de l'enseignement supérieur (公高等教育の目的)

Article L. 123-1 (公高等教育の範囲)

Le service public de l'enseignement supérieur comprend l'ensemble des formations postsecondaires relevant des différents départements ministériels.

Article L. 123-2 (公高等教育の目的)

Le service public de l'enseignement supérieur contribue :

1° Au développement de la recherche, support nécessaire des formations dispensées, et à l'élévation du niveau scientifique, culturel et professionnel de la nation et des individus qui la composent ;

2° À la croissance régionale et nationale dans le cadre de la planification, à l'essor économique et à la réalisation d'une politique de l'emploi prenant en compte les besoins actuels et leur évolution prévisible ;

3° À la réduction des inégalités sociales ou culturelles et à la réalisation de l'égalité entre les hommes et les

femmes en assurant à toutes celles et à tous ceux qui en ont la volonté et la capacité l'accès aux formes les plus élevées de la culture et de la recherche ;

4° À la construction de l'espace européen de la recherche et de l'enseignement supérieur.

Article L. 123-3 (公高等教育の使命)

Les missions du service public de l'enseignement supérieur sont :

1° La formation initiale et continue ;

2° La recherche scientifique et technologique, la diffusion et la valorisation de ses résultats ;

3° L'orientation et l'insertion professionnelle ;

4° La diffusion de la culture et l'information scientifique et technique ;

5° La participation à la construction de l'Espace européen de l'enseignement supérieur et de la recherche ;

6° La coopération internationale.

Article L. 123-4 (公高等教育の内容—学術的・文化的・職業専門的教育—と活動)

Le service public de l'enseignement supérieur offre des formations à la fois scientifiques, culturelles et professionnelles.

À cet effet, le service public :

1° Accueille les étudiants et concourt à leur orientation ;

2° Dispense la formation initiale ;

3° Participe à la formation continue ;

4° Assure la formation des formateurs.

L'orientation des étudiants comporte une information sur le déroulement des études, sur les débouchés, sur les passages possibles d'une formation à une autre.

La formation continue s'adresse à toutes les personnes engagées ou non dans la vie active. Organisée pour répondre à des besoins individuels ou collectifs, elle inclut l'ouverture aux adultes des cycles d'études de formation initiale, ainsi que l'organisation de formations professionnelles ou à caractère culturel particulières.

Article L. 123-4-1 (障害者の就学)

Les établissements d'enseignement supérieur inscrivent les étudiants handicapés ou présentant un trouble de santé invalidant, dans le cadre des dispositions réglementant leur accès au même titre que les autres étudiants, et assurent leur formation en mettant en œuvre les aménagements nécessaires à leur situation dans l'organisation, le déroulement et l'accompagnement de leurs études.

⇒本条に続く条文は資料3に記載。

Titre III L'obligation et la gratuité scolaires (義務と学費無償)

Chapitre II La gratuité de l'enseignement scolaire public (公教育無償)

Article L. 132-2 (公教育中等学校 (中等学校が実施する高等教育³⁵を含む) の無償制)

L'enseignement est gratuit pour les élèves des lycées et collèges publics qui donnent l'enseignement du second degré, ainsi que pour les élèves des classes préparatoires aux grandes écoles et à l'enseignement supérieur des établissements d'enseignement public du second degré.

³⁵ リセ (高等学校) に付設されるグランド・ゼコール準備級 (CPGE) と上級技手養成課程 (STS) である。

Titre IV La laïcité de l'enseignement public (公教育の非宗教性)**Article L. 141-1 (宗教から独立した教育提供・就学機会の保障に関する国の義務)**

Comme il est dit au treizième alinéa du Préambule de la Constitution du 27 octobre 1946 confirmé par celui de la Constitution du 4 octobre 1958, « la Nation garantit l'égal accès de l'enfant et de l'adulte à l'instruction, à la formation et à la culture ; l'organisation de l'enseignement public gratuit et laïque à tous les degrés est un devoir de l'Etat ».

Article L. 141-6 (公高等教育の非宗教性, 政治・経済・宗教的支配からの独立及び公高等教育の目的等)

Le service public de l'enseignement supérieur est laïque et indépendant de toute emprise politique, économique, religieuse ou idéologique ; il tend à l'objectivité du savoir ; il respecte la diversité des opinions. Il doit garantir à l'enseignement et à la recherche leurs possibilités de libre développement scientifique, créateur et critique.

Titre V La liberté de l'enseignement (教育の自由)**Article L. 151-6 (高等教育が自由であること)**

L'enseignement supérieur est libre.

資料2 国の役割等に関する教育法典の規定

Livre II L'administration de l'éducation（教育行政）

Titre Ier La répartition des compétences entre l'État et les collectivités territoriales（国と地方公共団体間の権限配分）

Chapitre Ier Les compétences de l'État（国の権限）

Article L. 211-1（公役務である教育と国の責任・権限）

L'éducation est un service public national, dont l'organisation et le fonctionnement sont assurés par l'État, sous réserve des compétences attribuées par le présent code aux collectivités territoriales pour les associer au développement de ce service public.

L'État assume, dans le cadre de ses compétences, des missions qui comprennent :

1° La définition des voies de formation, la fixation des programmes nationaux, l'organisation et le contenu des enseignements（教育課程の編成）;

2° La définition et la délivrance des diplômes nationaux et la collation des grades et titres universitaires（国家免状の定義と授与と大学の学位・称号の付与）;

3° Le recrutement et la gestion des personnels qui relèvent de sa responsabilité（職員の募集と管理）;

4° La répartition des moyens qu'il consacre à l'éducation, afin d'assurer en particulier l'égalité d'accès au service public（予算配分）;

5° Le contrôle et l'évaluation des politiques éducatives, en vue d'assurer la cohérence d'ensemble du système éducatif.（教育政策の評価）

Article L. 211-6（高等教育機関配置の決定）

L'Etat fixe, après consultation des collectivités concernées par les projets situés sur leur territoire, l'implantation et les aménagements des établissements d'enseignement supérieur.

Article L. 211-8（人件費にかかる国の義務）

L'Etat a la charge :

6° De la rémunération des personnels de l'enseignement supérieur et de la recherche

Titre II L'organisation des services de l'administration de l'éducation（教育行政組織編成）

Chapitre II Les services académiques et départementaux（大学区及び出先機関）

Article L. 222-1（大学区と大学区総長（大学の総長））

La France est divisée en circonscriptions académiques.

Chacune des académies est administrée par un recteur.

Les fonctions de recteur d'académie sont incompatibles avec celles de président d'un établissement public à caractère scientifique, culturel et professionnel et avec celles de directeur d'une unité de formation et de recherche.

Article L. 222-2（総長の役割）

Le recteur d'académie, en qualité de chancelier des universités, représente le ministre chargé de l'enseignement supérieur auprès des établissements publics à caractère scientifique, culturel et professionnel dans les conditions

fixées à l'article L. 711-8.

Il assure la coordination des enseignements supérieurs avec les autres ordres d'enseignement.

Il dirige la chancellerie, établissement public national à caractère administratif qui, notamment, assure l'administration des biens et charges indivis entre plusieurs établissements.

Livre VII Les établissements d'enseignement supérieur (高等教育機関)

Titre Ier Les établissements publics à caractère scientifique, culturel et professionnel (学術的・文化的・職業専門的性格を有する公施設法人)

Chapitre Ier Principes relatifs à la création et à l'autonomie des établissements publics à caractère scientifique, culturel et professionnel (設置及び自治に関する原則)

Article L. 711-8 (総長)

Le recteur d'académie, chancelier des universités, assiste ou se fait représenter aux séances des conseils d'administration des établissements publics à caractère scientifique, culturel et professionnel. Il reçoit sans délai communication de leurs délibérations ainsi que des décisions des présidents et directeurs, lorsque ces délibérations et ces décisions ont un caractère réglementaire.

Le rapport établi chaque année par le recteur, chancelier des universités, sur l'exercice du contrôle de légalité des décisions et délibérations des organes statutaires des établissements publics à caractère scientifique, culturel et professionnel est rendu public.

資料 3 公高等教育と研究開発, 文化振興・教育等に関する教育法典の規定

Article L. 123-5

1. Le service public de l'enseignement supérieur s'attache à développer et à valoriser, dans toutes les disciplines et, notamment, les sciences humaines et sociales, la recherche fondamentale, la recherche appliquée et la technologie. (公役務としての高等教育の役割)
2. Il assure la liaison nécessaire entre les activités d'enseignement et de recherche. Il offre un moyen privilégié de formation à la recherche et par la recherche. (教育と研究の関係)
3. Il participe à la politique de développement scientifique et technologique, reconnue comme priorité nationale, en liaison avec les grands organismes nationaux de recherche. Il contribue à la mise en œuvre des objectifs définis par le code de la recherche. (科学技術推進政策への参加)
4. Il concourt à la politique d'aménagement du territoire par l'implantation et le développement dans les régions d'équipes de haut niveau scientifique. Il renforce les liens avec les secteurs socio-économiques publics et privés. (国土開発政策への協力)
5. Il améliore le potentiel scientifique de la nation en encourageant les travaux des jeunes chercheurs et de nouvelles équipes en même temps que ceux des formations confirmées, en favorisant les rapprochements entre équipes relevant de disciplines complémentaires ou d'établissements différents, en développant diverses formes d'association avec les grands organismes publics de recherche, en menant une politique de coopération et de progrès avec la recherche industrielle et l'ensemble des secteurs de la production. (研究開発能力の涵養, 若手研究者育成)
6. Les conditions dans lesquelles les établissements, pôles de recherche et d'enseignement supérieur et réseaux thématiques de recherche avancée qui participent à ce service public assurent, par voie de convention, des prestations de services, exploitent des brevets et licences et commercialisent les produits de leurs activités sont fixées par leurs statuts. En vue de la valorisation des résultats de la recherche dans leurs domaines d'activité, ils peuvent, par convention et pour une durée limitée avec information de l'instance scientifique compétente, fournir à des entreprises ou à des personnes physiques des moyens de fonctionnement, notamment en mettant à leur disposition des locaux, des équipements et des matériels, dans des conditions fixées par décret ; ce décret définit en particulier les prestations de services qui peuvent faire l'objet de ces conventions, les modalités de leur évaluation et celles de la rémunération des établissements, pôles de recherche et d'enseignement supérieur et réseaux thématiques de recherche avancée. (研究・高等教育拠点 (PRES))
7. Les activités mentionnées au précédent alinéa peuvent être gérées par des services d'activités industrielles et commerciales dans les conditions fixées par l'article L. 714-1. Pour le fonctionnement de ces services et la réalisation de ces activités, les établissements, pôles de recherche et d'enseignement supérieur et réseaux thématiques de recherche avancée peuvent recruter, dans des conditions définies, en tant que de besoin, par décret en Conseil d'État, des agents non titulaires par des contrats de droit public à durée déterminée ou indéterminée. (PRES 運営に関する規定)

Article L. 123-6

1. Le service public de l'enseignement supérieur a pour mission le développement de la culture et la diffusion des connaissances et des résultats de la recherche. (文化普及振興等)
2. Il favorise l'innovation, la création individuelle et collective dans le domaine des arts, des lettres, des sciences

et des techniques. Il assure le développement de l'activité physique et sportive et des formations qui s'y rapportent. (芸術・文芸・科学技術の創造・革新等)

3. Il veille à la promotion et à l'enrichissement de la langue française et des langues et cultures régionales. Il participe à l'étude et à la mise en valeur des éléments du patrimoine national et régional. Il assure la conservation et l'enrichissement des collections confiées aux établissements. (仏語振興等)
4. Les établissements qui participent à ce service public peuvent être prestataires de services pour contribuer au développement socio-économique de leur environnement. Ils peuvent également assurer l'édition et la commercialisation d'ouvrages et de périodiques scientifiques ou techniques ou de vulgarisation, ainsi que la création, la rénovation, l'extension de musées, de centres d'information et de documentation et de banques de données. Ils sont autorisés à transiger au sens de l'article 2044 du code civil et à recourir à l'arbitrage en cas de litiges nés de l'exécution de contrats passés avec des organismes étrangers, dans des conditions fixées par décret. (活動の商業化等)

Article L. 123-7

1. Le service public de l'enseignement supérieur contribue, au sein de la communauté scientifique et culturelle internationale, au débat des idées, au progrès de la recherche et à la rencontre des cultures. Il assure l'accueil et la formation des étudiants étrangers. Il soutient le développement des établissements français à l'étranger. Il concourt au développement de centres de formation et de recherche dans les pays qui le souhaitent. Les programmes de coopération qu'il met en œuvre permettent notamment aux personnels français et étrangers d'acquérir une formation aux technologies nouvelles et à la pratique de la recherche scientifique. (学術研究)
2. Dans le cadre défini par les pouvoirs publics, les établissements qui participent à ce service public passent des accords avec des institutions étrangères ou internationales, notamment avec les institutions d'enseignement supérieur des différents États et nouent des liens particuliers avec celles des États membres des Communautés européennes et avec les établissements étrangers qui assurent leurs enseignements partiellement ou entièrement en langue française. (国外の大学等との協定締結)

Article L. 123-8

Les établissements d'enseignement supérieur ont la responsabilité de la formation initiale et continue de tous les maîtres de l'éducation nationale, et concourent, en liaison avec les départements ministériels concernés, à la formation des autres formateurs. Cette formation est à la fois scientifique et pédagogique. Elle inclut des contacts concrets avec les divers cycles d'enseignement. Pour cette action, les établissements d'enseignement supérieur développent une recherche scientifique concernant l'éducation et favorisent le contact des maîtres avec les réalités économiques et sociales. (初期・継続教育)

Article L. 123-9

À l'égard des enseignants-chercheurs, des enseignants et des chercheurs, les universités et les établissements d'enseignement supérieur doivent assurer les moyens d'exercer leur activité d'enseignement et de recherche dans les conditions d'indépendance et de sérénité indispensables à la réflexion et à la création intellectuelle. (教員に対する独立と平穏の条件の下で教育研究活動を行うための手段の保障³⁶)

³⁶ 他の条文が公高等教育にかかる責務について規定しているのに対して、本条は大学及び高等教育機関の責務を規定したものである。

資料4 学位・称号・国家免状に関する規定

大学の学位・称号及び国家免状に関する政令第2002—481号

Article 1（学位と称号）

Les grades et titres universitaires sanctionnent les divers niveaux de l'enseignement supérieur communs à tous les domaines de formation.

Les grades fixent les principaux niveaux de référence de l'Espace européen de l'enseignement supérieur. Les titres fixent les niveaux intermédiaires.

Article 2（国家免状の授与と学位・称号の付与）

Les grades et titres sont conférés aux titulaires de diplômes nationaux de l'enseignement supérieur délivrés sous l'autorité de l'Etat selon la réglementation propre à chacun d'eux.

Les diplômes nationaux sanctionnent chaque étape du déroulement des études supérieures dans un domaine de formation particulier mentionné dans l'intitulé du diplôme. Ils confèrent les mêmes droits à tous les titulaires, quels que soient les établissements qui les ont délivrés et les modes d'acquisition.

Article 3（学位の種類と学位を付与する国家免状）

Les grades sont le baccalauréat, la licence, le master et le doctorat.

Les diplômes nationaux conférant ces grades sont fixés par voie réglementaire. Seuls ces diplômes nationaux peuvent porter le nom de baccalauréat, de licence, de master ou de doctorat.

Article 4（国家免状の授与権認証）

Les établissements qui jouissent de l'autonomie pédagogique et scientifique sont autorisés à délivrer, au nom de l'Etat, les diplômes nationaux par une décision d'habilitation prise dans les conditions fixées par la réglementation propre à chacun d'eux.

Sauf dispositions réglementaires particulières, ces décisions sont prises pour une durée limitée et à l'issue d'une évaluation nationale des établissements et des dispositifs de formation et de certification. Cette évaluation nationale prend en compte les résultats obtenus par les établissements et la qualité de leurs projets.

2002年4月23日付学士学位に至る大学教育に関する省令

Article 8（授与権の申請）

Dans le cadre de la politique contractuelle, les universités, pour bénéficier des dispositions du présent arrêté, soumettent, en vue de l'habilitation et par domaine de formation, l'organisation de leur offre de formation et des parcours qui la constituent à l'évaluation nationale périodique mentionnée à l'article 4 du décret du 8 avril 2002 susvisé et organisée par l'article 10 du présent arrêté.

Les domaines de formation recouvrent plusieurs disciplines et leurs champs d'application, notamment professionnels. Ces domaines sont définis par le conseil d'administration sur proposition du conseil des études et de la vie universitaire et après concertation avec les représentants du monde professionnel.

Article 12（授与権の認証と私立機関との協定に基づく教育）

Dans le cadre des dispositions du présent arrêté, les universités sont habilitées à délivrer les diplômes nationaux,

seules ou conjointement avec d'autres universités. Lorsque les objectifs de formation le justifient, d'autres établissements publics d'enseignement supérieur délivrant des diplômes nationaux peuvent également être habilités conjointement avec une ou plusieurs universités.

Par convention, une coopération pédagogique peut être organisée avec les lycées.

Dans les conditions prévues à l'article L. 613-7 du code de l'éducation³⁷, la préparation de ces diplômes nationaux peut être assurée par d'autres établissements d'enseignement supérieur, dans les conditions fixées par des conventions conclues avec des établissements habilités à les délivrer et sous la responsabilité de ces derniers.

2002年4月25日付修士国家免状に関する省令

Article 7 (修士免状の授与)

Le diplôme de master est délivré par les établissements publics à caractère scientifique, culturel et professionnel habilités à cet effet, seuls ou conjointement avec d'autres établissements publics d'enseignement supérieur habilités à délivrer des diplômes nationaux, par arrêté du ministre chargé de l'enseignement supérieur pris après avis du Conseil national de l'enseignement supérieur et de la recherche.

Lorsqu'un diplôme de master est délivré conjointement par plusieurs établissements publics, une convention précise les modalités de leur coopération.

En application de l'article 4 du décret n° 2002-481 du 8 avril 2002 susvisé relatif aux grades et titres universitaires et aux diplômes nationaux susvisés, l'habilitation est accordée ou renouvelée après une évaluation nationale périodique dans le cadre de la politique contractuelle. Elle précise la dénomination du diplôme mentionnée à l'article 4 ci-dessus ainsi que le nom du responsable de la formation.

Le ministre chargé de l'enseignement supérieur définit les modalités de l'évaluation nationale périodique. Il peut créer des commissions nationales d'évaluation spécialisées. Les représentants du monde professionnel concernés par les objectifs de formation sont associés à ce dispositif.

Article 8 (他の高等教育機関における修士教育)

La préparation des diplômes de master peut être assurée par d'autres établissements d'enseignement supérieur liés par convention aux établissements habilités à délivrer ces diplômes et sous la responsabilité de ces derniers.

Article 15 (例外としての大学以外の機関での(職業)修士免状付与)

Par dérogation aux dispositions de l'article 7 ci-dessus, le diplôme de master peut être également délivré par les établissements d'enseignement supérieur relevant de la tutelle de ministres autres que celui chargé de l'enseignement supérieur et habilités par l'Etat à délivrer des diplômes conférant le grade de master.

Dans ce cadre, le diplôme de master sanctionne un haut niveau de compétences professionnelles.

Après une évaluation nationale périodique, les établissements sont habilités, seuls ou conjointement, pour une durée fixée par le ministre chargé de l'enseignement supérieur et le ou les ministres concernés, à délivrer le diplôme de master dans leurs domaines de compétences.

Des arrêtés du ministre chargé de l'enseignement supérieur et des ministres intéressés fixent, pour chaque domaine de formation, les modalités de l'évaluation nationale périodique dont la charge est confiée à des

³⁷ Article L. 613-7 Les conventions conclues, en application des dispositions de l'article L. 719-10, entre des établissements d'enseignement supérieur privé et des établissements publics à caractère scientifique, culturel et professionnel peuvent, notamment, avoir pour objet de permettre aux étudiants des établissements privés de subir les contrôles nécessaires à l'obtention d'un diplôme national. Si, au 1er janvier de l'année universitaire en cours, aucun accord n'a été conclu sur ce point, le recteur chancelier arrête, à cette date, les conditions dans lesquelles sont contrôlées les connaissances et aptitudes des étudiants d'établissements d'enseignement supérieur privés qui poursuivent des études conduisant à des diplômes nationaux. (私立高等教育機関とEPSCP間の協定に基づく私立機関在籍者の国家免状取得のための試験)

commissions nationales d'évaluation spécialisées. Ces arrêtés définissent notamment la composition et les règles de fonctionnement de ces commissions interministérielles ainsi que les dispositions particulières relatives aux formations conduisant, dans chaque domaine, au diplôme de master.

Les établissements mentionnés au premier alinéa du présent article ayant, avant la parution du présent texte, mis en œuvre, de leur propre initiative, des formations conduisant à des diplômes d'établissement dénommés masters, bénéficient d'un examen prioritaire dans le cadre des procédures d'évaluation prévues par le présent arrêté.

1984年7月5日付博士課程 (études doctorales) に関する省令

Article 3 (博士号の授与)

Le doctorat est délivré d'une part, par les universités et, d'autre part, par les établissements d'enseignement supérieur public figurant sur une liste établie par le ministre de l'éducation nationale, seuls ou conjointement avec d'autres établissements d'enseignement supérieur public.

La préparation du doctorat peut être assurée dans d'autres établissements d'enseignement supérieur.

Article 4 (他の機関の参加)

Une convention précise les modalités de collaboration et les rapports existants entre les programmes de recherche des établissements désirant délivrer conjointement le même diplôme.

Les diplômes délivrés portent le sceau de tous les établissements concernés.

Lorsqu'un établissement privé d'enseignement supérieur participe à la préparation d'un diplôme, il est partie à une convention qui doit être portée à la connaissance du ministre de l'éducation nationale.

2002年4月25日付博士課程 (études doctorales) に関する省令

Article 7 (博士号の授与)

Le doctorat est délivré par :

- les universités et les écoles normales supérieures ;
- les établissements publics d'enseignement supérieur autorisés seuls ou conjointement par arrêté des ministres chargés de l'enseignement supérieur et de la recherche universitaire.

Une convention précise les modalités de collaboration entre les établissements délivrant conjointement un doctorat.

2006年8月7日付博士教育 (formation doctorale) に関する省令

Article 6 (博士学院の適格認定)

Les écoles doctorales sont accréditées, après une évaluation nationale, par le ministre chargé de l'enseignement supérieur dans le cadre du ou des contrats d'établissement, lorsqu'ils existent, et au maximum pour la durée des contrats. Pour les établissements ne bénéficiant pas de contrat, l'accréditation est prononcée pour une durée équivalente, en cohérence avec la politique de site. L'accréditation précise le ou les champs disciplinaires concernés.

L'évaluation nationale est conduite par l'Agence d'évaluation de la recherche et de l'enseignement supérieur dans le cadre de critères rendus publics et applicables à chaque école doctorale. Elle comporte une évaluation scientifique et une évaluation de la qualité de la formation doctorale, notamment au regard de chacune des missions définies aux articles 2 et 4 ci-dessus. Elle prend en compte les résultats issus des dispositifs d'auto-évaluation des écoles doctorales que les établissements mettent en œuvre.

Afin de garantir la connaissance la plus large possible de l'offre de formation doctorale française, un annuaire des

écoles doctorales accréditées est régulièrement mis à jour.

Article 7 (博士学院の設置)

La création d'une école doctorale est proposée par un ou plusieurs établissements d'enseignement supérieur dont au moins un établissement public.

Plusieurs établissements d'enseignement supérieur peuvent demander conjointement l'accréditation d'une école doctorale, à la condition que chacun d'entre eux participe de façon significative à son animation scientifique et pédagogique et dispose de capacités de recherche et d'un potentiel d'encadrement doctoral suffisant. Sauf exception scientifiquement motivée, ces établissements doivent être localisés sur un même site ou sur des sites proches. Leur coopération fait l'objet d'une convention qui est jointe à la demande d'accréditation. Pour assurer la responsabilité administrative de l'école doctorale, les établissements désignent l'un d'entre eux, qui doit être un établissement public, comme support de l'école doctorale.

La création d'une école doctorale peut être proposée dans des conditions qui dérogent au premier alinéa du présent article. Cette école doctorale ne peut être accréditée par le ministre chargé de l'enseignement supérieur que sur proposition et avis motivé du conseil de l'Agence de l'évaluation de la recherche et de l'enseignement supérieur.

Article 13 (博士教育の実施体制)

Le doctorat est préparé, dans une école doctorale accréditée, au sein d'une unité ou équipe de recherche reconnue à la suite d'une évaluation nationale, sous la responsabilité d'un directeur de thèse rattaché à cette école ou dans le cadre d'une co-direction telle que mentionnée aux articles 9 et 17 du présent arrêté.

A titre exceptionnel, le doctorat peut être préparé au sein d'une équipe de recherche en émergence, sur proposition de l'établissement ou des établissements concernés dans le cadre de sa politique scientifique, après autorisation accordée par le ministre chargé de l'enseignement supérieur sur la base d'une évaluation nationale diligentée à cet effet. L'équipe de recherche en émergence concernée est rattachée à une école doctorale, après avis du conseil de cette école, sur proposition du ou des chefs d'établissement.

L'accréditation d'une école doctorale habilite l'établissement auquel elle appartient ou les établissements faisant l'objet d'une accréditation conjointe à délivrer le diplôme national de doctorat en application de l'article 4 du décret no 2002-481 du 8 avril 2002 susvisé. Le doctorat porte sur l'un des champs disciplinaires couverts par l'accréditation de l'école doctorale. Les établissements concernés peuvent inscrire des doctorants et délivrer le doctorat sous leur propre sceau.

Les établissements d'enseignement supérieur associés à une école doctorale peuvent également inscrire des doctorants après avis favorable du directeur de l'école doctorale. Cependant ils délivrent le doctorat conjointement avec un établissement porteur de l'école doctorale accréditée au sens de l'article 7³⁸ ci-dessus.

³⁸ 博士学院設置に関する規定。

資料5 学術的・文化的・職業専門的性格を有する 公施設法人 (EPSCP) 一覧 (政令第2000 - 250号)

① 大学及びそれに類される国立理工科大学 (institut national polytechnique: INP)

● 大学 (université) : 82 校³⁹

- | | |
|---|---|
| <input type="radio"/> Aix-Marseille-I. | <input type="radio"/> Montpellier-I. |
| <input type="radio"/> Aix-Marseille-II. | <input type="radio"/> Montpellier-II. |
| <input type="radio"/> Aix-Marseille-III. | <input type="radio"/> Montpellier-III. |
| <input type="radio"/> Amiens. | <input type="radio"/> Mulhouse. |
| <input type="radio"/> Angers. | <input type="radio"/> Nancy-I. |
| <input type="radio"/> Antilles-Guyane. | <input type="radio"/> Nancy-II. |
| <input type="radio"/> Artois. | <input type="radio"/> Nantes. |
| <input type="radio"/> Avignon. | <input type="radio"/> Nice. |
| <input type="radio"/> Besançon. | <input type="radio"/> Orléans. |
| <input type="radio"/> Bordeaux-I. | <input type="radio"/> Paris-I. |
| <input type="radio"/> Bordeaux-II. | <input type="radio"/> Paris-II. |
| <input type="radio"/> Bordeaux-III. | <input type="radio"/> Paris-III. |
| <input type="radio"/> Bordeaux-IV. | <input type="radio"/> Paris-IV. |
| <input type="radio"/> Brest. | <input type="radio"/> Paris-V. |
| <input type="radio"/> Bretagne-Sud. | <input type="radio"/> Paris-VI. |
| <input type="radio"/> Caen. | <input type="radio"/> Paris-VII. |
| <input type="radio"/> Cergy-Pontoise. | <input type="radio"/> Paris-VIII. |
| <input type="radio"/> Chambéry. | <input type="radio"/> Paris-IX. |
| <input type="radio"/> Clermont-Ferrand-I. | <input type="radio"/> Paris-X. |
| <input type="radio"/> Clermont-Ferrand-II. | <input type="radio"/> Paris-XI. |
| <input type="radio"/> Corse. | <input type="radio"/> Paris-XII. |
| <input type="radio"/> Dijon. | <input type="radio"/> Paris-XIII. |
| <input type="radio"/> Evry-Val d'Essonne. | <input type="radio"/> Pau. |
| <input type="radio"/> Grenoble-I. | <input type="radio"/> Perpignan. |
| <input type="radio"/> Grenoble-II. | <input type="radio"/> Poitiers. |
| <input type="radio"/> Grenoble-III. | <input type="radio"/> Reims. |
| <input type="radio"/> La Nouvelle-Calédonie. | <input type="radio"/> Rennes-I. |
| <input type="radio"/> La Polynésie française. | <input type="radio"/> Rennes-II. |
| <input type="radio"/> La Rochelle. | <input type="radio"/> Réunion. |
| <input type="radio"/> Le Havre. | <input type="radio"/> Rouen. |
| <input type="radio"/> Le Mans. | <input type="radio"/> Saint-Etienne. |
| <input type="radio"/> Lille-I. | <input type="radio"/> Strasbourg-I. |
| <input type="radio"/> Lille-II. | <input type="radio"/> Strasbourg-II. |
| <input type="radio"/> Lille-III. | <input type="radio"/> Strasbourg-III. |
| <input type="radio"/> Limoges. | <input type="radio"/> Toulon. |
| <input type="radio"/> Littoral. | <input type="radio"/> Toulouse-I. |
| <input type="radio"/> Lyon-I. | <input type="radio"/> Toulouse-II. |
| <input type="radio"/> Lyon-II. | <input type="radio"/> Toulouse-III. |
| <input type="radio"/> Lyon-III. | <input type="radio"/> Tours. |
| <input type="radio"/> Marne-la-Vallée. | <input type="radio"/> Valenciennes. |
| <input type="radio"/> Metz. | <input type="radio"/> Versailles-Saint-Quentin-en-Yvelines. |

³⁹ 2000年以降大学の統合が行われており、必ずしも現在の状況を反映しない。また、近年、都市名に番号を付した名称ではなく、独自の名称を有する大学が増えてきている。

- 国立理工科大学 (institut national polytechnique) : 2校⁴⁰
 - Institut national polytechnique de Lorraine
 - Institut national polytechnique de Toulouse

- ② 大学の外に置かれる学校 (école) 及び学院 (institut)
 - 中央学院 (école centrale)
 - リル中央学院 (École centrale de Lille)
 - リヨン中央学院 (École centrale de Lyon)
 - ナント中央学院 (École centrale de Nantes)
 - 技術大学 (université de technologie)
 - Université de technologie de Compiègne
 - Université de technologie de Belfort-Montbéliard
 - Université de technologie de Troyes
 - 国立応用科学学院 (institut national des sciences appliquées) 等
 - INSA de Lyon
 - INSA de Toulouse
 - INSA de Renne
 - INSA de Rouen
 - INSA de Strasbourg⁴¹
 - Institut supérieur des Matériaux et de la Construction mécanique (ISMCM)

- ③ 高等師範学校, 国外のフランス学校, 特別高等教育機関⁴²
 - 高等師範学校 (école normale supérieure)
 - Ulm-Sèvres
 - Lyon
 - Fontenay-St. Cloud
 - Cachan
 - 国外のフランス学校 (école françaises à l'étranger)
 - Athènes
 - Madrid
 - Rome
 - Extrême-Orient
 - Le Caire
 - 特別高等教育機関 (grand établissement)⁴³
 - コレージュ・ド・フランス (Collège de France)
 - 国立工芸学院 (Conservatoire national des arts et métiers)
 - 社会科学高等学院 (École des hautes études en sciences sociales)
 - 応用高等研究学院 (École pratique des hautes études)
 - パリ政治学院 (Institut d'études politiques de Paris)
 - 国立自然史博物館 (Muséum national d'histoire naturelle)
 - パリ天文台 (Observatoire de Paris)
 - 発明発見博物館 (Palais de la découverte)

⁴⁰ かつての INP グルノーブルは、2007年3月、政令第2007-317号によって特別高等教育機関 (grand établissement) であるグルノーブル理工科大学 (Institut polytechnique de Grenoble) となった。

⁴¹ 2003年にストラスブール国立工芸高等学院 (École nationale supérieure des arts et industries de Strasbourg) が改組されて設置されたものである (政令第2003-191号)。

⁴² 本項の記述は AFAE = Association française des Administrateurs de l'Éducation (1999) Le système éducatif français et son administration 8ème édition. AFAE, Paris. に基づいた。

⁴³ 下記にグルノーブル理工科大学が加わっている (前述)。

- 中央工芸学校 (École centrale des arts et manufactures)
- 国立東洋言語・文明学院 (Institut national des langues et civilisations orientales)
- 国立古文書学校 (École nationale des chartes)
- 国立高等工芸学校 (École nationale supérieure des arts et métiers)
- 国立高等情報・図書館学学校 (École nationale supérieure des sciences de l'information et des bibliothèques)
- パリ地球物理学学院 (Institut de physique du globe de Paris)

資料 6 EPSCP 以外の高等教育機関

① 国民教育省所管の高等教育機関

1) 公立機関⁴⁴

これらの機関には原則として EPSCP と同様の規定が適用される。教育法典第 6 編「高等教育の組織」は、EPSCP とそれ以外の国民教育省所管の公立高等教育機関に共通に適用される規定を収録したものである。EPSCP 以外の国民教育省所管公高等教育機関 (établissement public (d'enseignement supérieur) à caractère administratif: EPA)⁴⁵には EPSCP に付設されているものと大学外に設置されているものがあり、次のような機関が含まれる。

- 大学に附設されている EPA (établissement rattaché à un EPSCP)⁴⁶
 - 大学附設教師養成センター (IUFM)⁴⁷ (第 7 編第 2 章: L. 721~722) 各大学区に配置
 - 技師学校 (école d'ingénieurs) 17校
 - 政治学院 (IEP) 7 校⁴⁸
 - バリ企業経営学院 (IAE-Paris)
- 自律した EPA (établissement autonome)
 - 技師学校 4 校
 - その他の EPA 6 校
 - École nationale supérieure des arts et techniques du théâtre (ENSATT)
 - École nationale supérieure Louis Lumière (ENSL)
 - Observatoire de la côte d'azur (OCA)
 - Centre universitaire de formation et de recherche Jean-François-Champollion (CUFR Jean-François-Champollion)
 - Centre universitaire de formation et de recherche de Nîmes (CUFR de Nîmes)
 - Institut national supérieur de formation et de recherche pour l'éducation des jeunes handicapés et les enseignements adaptés

2) 私立機関

私立高等教育機関には大きく分けて、以下の二種類がある⁴⁹。

- 私立自由高等教育機関 (établissement privé d'enseignement supérieur libre)

1875年 6 月12日の高等教育の自由に関する法律 (現在は教育法典に収録) に基づいて設立される総合的私立高等教育機関。大学と協定を結ぶことによって、国家免状に至る教育を実施することが可能である。

⁴⁴ 学校種・数については、国民教育省の Web サイト (<http://www.education.gouv.fr/cid259/les-etablissements-d-enseignements-superieur.html> 及び <http://www.education.gouv.fr/cid4688/etablissements-publics-caractere-administratif.html>) に基づいた (平成19年12月20日参照)。

⁴⁵ EPA (行政的性格を有する公施設法人) の制度自体は高等教育行政上の制度ではなく、行政全般にかかる公施設法人の制度である。EPA は一定の行政的・財政的自律性を有し、その職員は原則として公務員である。各 EPA は、EPSCP 同様に政令で設置される。

⁴⁶ L. 719-10条は、公立・私立の高等教育機関が協力協定 (conventions de coopération) によって EPSCP へ付設されることができ旨規定している。

⁴⁷ 初等中等教育の教員養成を担う。2007年以降大学への統合が進められており、2008年に完了した。

⁴⁸ 政治学院はバリ及びストラスブールにもあるが、バリ校は特別高等教育機関であり、またストラスブール校は学内の部局の扱いである。

⁴⁹ <http://www.education.gouv.fr/syst/orgs6.htm> (平成19年11月4日参照)。

○ 私立専門教育機関 (établissement privé d'enseignement technique)

技師学校、商業・経営学校等。後者に関して国民教育省は、以下の3種に分けて統計をとっている (Prélot, 1989) :

■ 国の認証を受けた免状を授与できる認証機関

② 国民教育省以外の省庁所管の高等教育機関

国民教育省以外の省庁が所管する高等教育機関にかかる設置規定等は、それぞれの省庁が所管する法令で規定されているが、教育編成に関する教育法典第6編第7章並びに教育機関に関する同7編第5章に關係条文がまとめて再掲されている。これらの学校の多くはEPAであるが、商工的性格を有する公施設法人⁵⁰である商業学校や私立学校である一部の厚生・社会援護学校のように異なった地位を有するものも含まれる。EPAには国民教育省が所管する高等教育機関にかかる規定の多くが適用される。教育法典に収録されている学校は以下の通りである。これらの学校の一部（商業学校や鉱山学校等）は、国民教育省から免状授与権を受けて、修士や博士の学位免状を授与している。また、一部の保健系の学校のように独自には免状を出さずに、試験を経て国が免状を発行する例もある。

- 農業・獣医大学校 (établissements d'enseignement supérieur agricole et vétérinaire) (第6編第7章第1節, 第7編第5章第1節)
- 建築士学校 (école d'architecture) (第7編第5章第2節)
- 商業学校 (école de commerce) (第7編第5章第3節⁵¹)
- 鉱山学校 (école des mines)⁵²
- 軍学校 (école militaire)⁵³ (第6編第7章第5節, 第7編第5章第5節)
- 厚生・社会援護学校 (école sanitaire et sociale) (第6編第7章第6節, 第7編第5章第6節)
- 商船学校 (école de la marine marchande) (第6編第7章第7節, 第7編第5章第7節)

⁵⁰ 商工的性格を有する公施設法人 (établissement public à caractère industriel ou commercial: EPIC) は、公益性を有しながらも私企業に類似する商工業的な活動にかかわり、それゆえ、公法原則と私法原則とを連結した特殊な法制が適用される法人である (蛭原, Web)。EPICの代表例として仏国有鉄道 (SNCF) がある。

⁵¹ 商業学校には公法ではなく、私立技術学校の規定が適用される (L. 753-1条)。

⁵² 鉱山学校については節 (第6編第7章第4節, 第7編第5章第4節) のみが設けられており、条文が欠けている。

⁵³ 具体的に規定されているのは士官学校ではなく、最も選抜性が高いグランド・ゼコールの一つとして知られる国立理工科学院 (École polytechnique) である。

資料7 全国職業資格総覧 (RNCP) について

① 概要

全国職業資格総覧 (répertoire national des certifications professionnelles: RNCP) は、2002年の社会改革法 (教育法典改正) によって設けられたもので、国が認証する職業能力開発目的の資格類 (certifications à finalité professionnelle) を業務領域・水準別に整理した総覧である。RNCPは総理大臣の下に置かれた全国職業資格委員会 (Commission nationale de la Certification professionnelle: CNCPC) が管理し、随時更新が行われ、総覧はインターネット (<http://www.cncpc.gouv.fr/>) で閲覧が可能である。

② 収録される資格類

収録される資格類は無条件で登録されるものと申請後審査を経て登録されるものがある (下図参照)。

1. 無条件で登録される資格類は以下の二つの条件を満たす資格類である。但し、登録は無条件ではなく、授与権者からの申請が必要である。大学の職業関係の免状 (学位・称号) はこれに含まれる。
 - 1) 国の名の下に授与されること。
 - 2) 雇用者・被雇用者の組織代表が含まれる諮問機関の意見に基づいて創設された資格類であること。
2. 上記の条件を満たさない資格類で以下に該当するものは、CNCPCの審査を受けて職業能力開発担当省の許可を得ることによって登録されることが可能である。
 - 1) 業界団体が授与する職業資格証明書 (certificat de qualification professionnelle: CQP)
 - 2) 公私立の機関が各省の認証の基に授与する資格類で、1. 2) に示した諮問を経ないもの。
 - a. 各省が授与する資格類
 - b. 商工会議所やその他の協議団体が授与する資格
 - c. 公私立の機関及び団体が授与する資格類…大学免状はこれに該当する

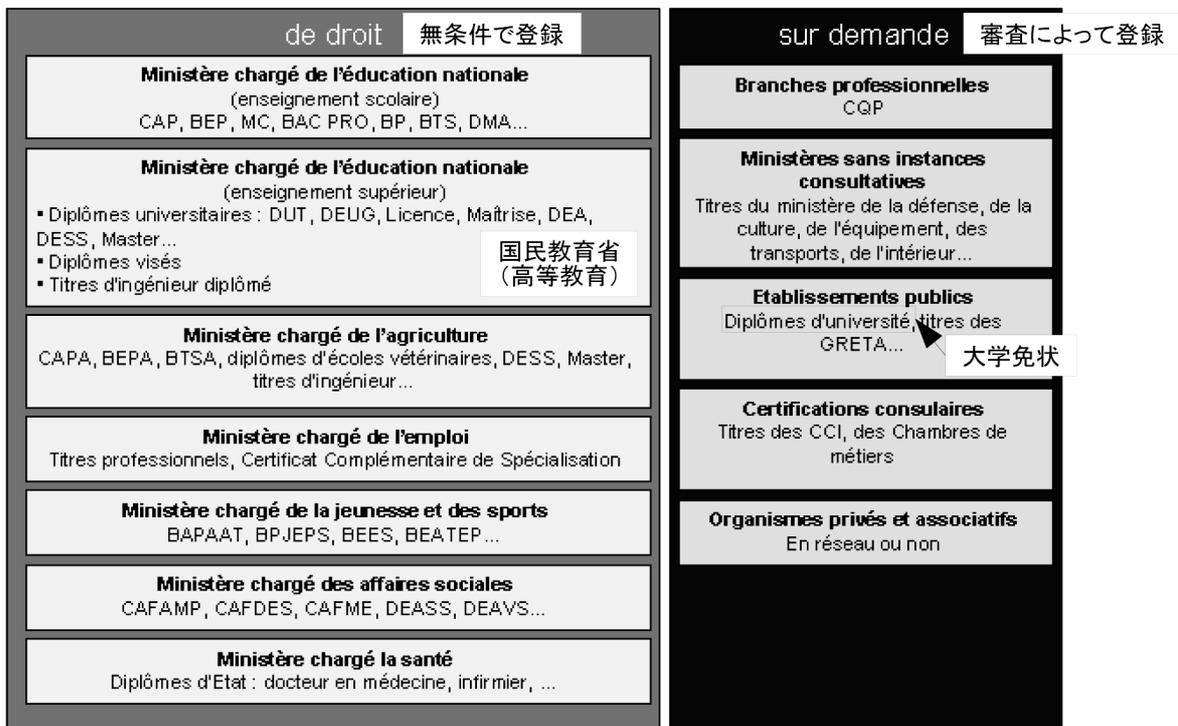


図 RNCPに収録される資格類

出典：<http://www.cncpc.gouv.fr/index.php?page=23&onglet=2> (平成19年12月29日参照)

資料8 単独で博士号を授与することが認められている機関の一覧に関する1985年6月27日付省令(1988年3月17日最終改正)で指定された機関とその法的地位

| | |
|---|--------------------|
| - Conservatoire national des arts et métiers (CNAM) | [EPSCP/GE] |
| - École centrale des arts et manufactures de Paris | [EPSCP/GE] |
| - École centrale de Lyon | [EPSCP] |
| - École des hautes études commerciales (EHEC) | [école consulaire] |
| - École des hautes études en sciences sociales (EHESS) | [EPSCP/GE] |
| - École nationale des ponts et chaussées | [EPA] |
| - École nationale supérieure de l'aéronautique et de l'espace | [EPA] |
| - École nationale supérieure des mines de Paris | [EPA] |
| - École nationale supérieure des télécommunications | [EPA] |
| - École polytechnique | [EPA] |
| - École pratique des hautes études (EPHE) | [EPSCP/GE] |
| - École supérieure de physique et de chimie industrielle de la ville de Paris (ESPCI) | [école municipale] |
| - Institut d'études politiques de Paris (IEP) | [EPSCP/GE] |
| - Institut national des sciences appliquées de Lyon | [EPSCP] |
| - Institut national des sciences appliquées de Rennes | [EPSCP] |
| - Institut national des sciences appliquées de Toulouse | [EPSCP] |
| - Muséum national d'histoire naturelle | [EPSCP/GE] |
| - Observatoire de Paris | [EPSCP/GE] |
| - Université de technologie de Compiègne | [EPSCP/UT] |
| - École nationale supérieure d'arts et métiers | [EPSCP/GE] |
| - Institut de physique du globe de Paris | [EPSCP/GE] |
| - Institut national des langues et civilisations orientales | [EPSCP/GE] |
| - Institut national agronomique Paris-Grignon | [EPA] |
| - École nationale du génie rural, des eaux et des forêts | [EPA] |
| - École nationale supérieure agronomique de Montpellier | [EPA] |
| - École nationale supérieure agronomique de Rennes | [EPA] |
| - École nationale supérieure des industries agricoles et alimentaires | [EPA] |

【凡例】

- EPA：行政的性格を有する公施設法人
- EPSCP：学術的・文化的・職業専門的性格を有する公施設法人
- GE：特別高等教育機関
- UT：技術大学

資料 9 教育法典私立高等教育機関関連条文

Titre III Les établissements d'enseignement supérieur privés

Article L. 731-1 (設立者等)

(Loi du 12 juillet 1875, article 2)

Tout Français ou tout ressortissant d'un autre État membre de la Communauté européenne ou d'un autre État partie à l'accord sur l'espace économique européen, âgé de vingt-cinq ans, n'ayant encouru aucune des incapacités prévues par l'article L. 731-7, ainsi que les associations formées légalement dans un d d'enseignement supérieur, peuvent ouvrir librement des cours et des établissements d'enseignement supérieur, aux seules conditions prescrites par le présent titre.

Toutefois, pour l'enseignement de la médecine et de la pharmacie, il faut justifier, en outre, des conditions requises pour l'exercice des professions de médecin ou de pharmacien.

Un décret en Conseil d'État détermine les modalités d'application du présent titre.

Article L. 731-2 (団体設置に関する届け出)

Les associations formées pour créer et entretenir des cours ou établissements d'enseignement supérieur doivent établir une déclaration indiquant les noms, professions et domiciles des fondateurs et administrateurs des dites associations, le lieu de leurs réunions et les statuts qui doivent les régir.

Cette déclaration doit être faite :

- 1° Au recteur ;
- 2° Au représentant de l'État dans le département ;
- 3° Au procureur général de la cour du ressort ou au procureur de la République.

La liste complète des associés, avec leur domicile, doit se trouver au siège de l'association et être communiquée au parquet à toute réquisition du procureur général.

Article L. 731-3 (講義開設に関する届け出)

L'ouverture de chaque cours doit être précédée d'une déclaration signée par l'auteur de ce cours.

Cette déclaration indique les nom, qualité et domicile du déclarant, les locaux où seront faits les cours, et l'objet ou les divers objets de l'enseignement qui y sera donné.

Elle est remise au recteur dans les départements où est établi le chef-lieu de l'académie, et à l'inspecteur d'académie dans les autres départements. Il en est donné immédiatement récépissé.

L'ouverture du cours ne peut avoir lieu que dix jours francs après la délivrance du récépissé. Toute modification aux points qui ont fait l'objet de la déclaration primitive doit être portée à la connaissance des autorités désignées à l'alinéa précédent. Il ne peut être donné suite aux modifications projetées que cinq jours après la délivrance du récépissé.

Article L. 731-4 (機関の組織・運営)

Les établissements d'enseignement supérieur privés doivent être administrés par trois personnes au moins.

La déclaration prescrite par l'article L. 731-3 doit être signée par les administrateurs ci-dessus désignés ; elle indique leurs noms, qualités et domiciles, le siège et les statuts de l'établissement ainsi que les autres énonciations mentionnées à l'article L. 731-3. En cas de décès ou de retraite de l'un des administrateurs, il doit

être procédé à son remplacement dans un délai de six mois. Avis en est donné au recteur ou à l'inspecteur d'académie.

La liste des professeurs et le programme des cours sont communiqués chaque année aux autorités désignées à l'alinéa précédent.

Indépendamment des cours proprement dits, il peut être fait dans lesdits établissements des conférences spéciales sans qu'il soit besoin d'autorisation préalable.

Les autres formalités prescrites par l'article L. 731-3 sont applicables à l'ouverture et à l'administration desdits établissements.

Article L. 731-5 (「自由学部」の名称使用)

Les établissements d'enseignement supérieur ouverts conformément à l'article L. 731-4, et comprenant au moins le même nombre de professeurs pourvus du grade de docteur que les établissements de l'État qui comptent le moins d'emplois de professeurs des universités, peuvent prendre le nom de faculté libre, suivi de l'indication de leur spécialité, s'ils appartiennent à des particuliers ou à des associations.

Article L. 731-6 (各学部等に関する個別規定)

Pour les facultés des lettres, des sciences et de droit, la déclaration mentionnée à l'article L. 731-4 doit établir que lesdites facultés ont des salles de cours, de conférences et de travail suffisantes pour cent étudiants au moins et une bibliothèque spéciale.

S'il s'agit d'une faculté des sciences, il doit être établi, en outre, qu'elle possède des laboratoires de physique et de chimie, des cabinets de physique et d'histoire naturelle en rapport avec les besoins de l'enseignement supérieur.

Pour les facultés de médecine et de pharmacie ou les écoles de médecine et de pharmacie, la déclaration mentionnée à l'article L. 731-4 doit établir que lesdites facultés ou écoles disposent, dans un hôpital fondé par elles ou mis à leur disposition par des établissements publics de santé, de cent vingt lits au moins habituellement occupés, pour les trois enseignements cliniques spéciaux : médical, chirurgical, obstétrical, et qu'elle est pourvue en outre :

- 1° De salles de dissection, munies de tout ce qui est nécessaire aux exercices d'anatomie des élèves ;
- 2° Des laboratoires nécessaires aux études de chimie, de physique et de physiologie ;
- 3° Des collections d'étude pour l'anatomie normale et pathologique, d'un cabinet de physique, d'une collection d'instruments et appareils de chirurgie, d'un jardin de plantes médicinales et d'une bibliothèque spéciale.

S'il s'agit d'une école spéciale de pharmacie, la déclaration mentionnée à l'article L.731-4 doit établir qu'elle possède des laboratoires de physique, de chimie, de pharmacie et d'histoire naturelle, les collections nécessaires à l'enseignement de la pharmacie, un jardin de plantes médicinales et une bibliothèque spéciale.

Article L. 731-7 (欠格)

Sont incapables d'ouvrir un cours et de remplir les fonctions d'administrateur ou de professeur dans un établissement d'enseignement supérieur privé :

- 1° Les individus qui ne jouissent pas de leurs droits civils ;
- 2° Ceux qui ont subi une condamnation pour crime ou délit contraire à la probité ou aux moeurs ;
- 3° Ceux qui se trouvent privés par jugement de tout ou partie des droits civils, civiques et de famille mentionnés à l'article 131-26 du code pénal.

Article L. 731-8 (欧州連合国以外の外国人)

Les étrangers non ressortissants d'un État membre de la Communauté européenne ou d'un autre État partie à l'accord sur l'espace économique européen peuvent être autorisés à ouvrir des cours ou à diriger des établissements d'enseignement supérieur privés après avis du conseil académique de l'éducation nationale.

Article L. 731-9 (罰則)

Toute infraction aux articles L.731-2 à L.731-7 est punie de 3 750 euros d'amende.

Sont passibles de cette peine :

- 1° L'auteur du cours, dans le cas prévu à l'article L. 731-3;
- 2° Les administrateurs ou, à défaut d'administrateurs régulièrement constitués, les organisateurs, dans les cas prévus par les articles L.731-2, L.731-4 et L.731-6 ;
- 3° Tout professeur qui a enseigné en violation des dispositions de l'article L. 731-7.

Article L. 731-10 (罰則)

En cas d'infraction aux prescriptions des articles L. 731-2, L. 731-3, L. 731-4, L. 731-5 ou L. 731-6, le tribunal peut prononcer la suspension du cours ou de l'établissement pour un temps qui ne doit pas excéder trois mois.

En cas d'infraction aux dispositions de l'article L.731-7, il prononce la fermeture du cours et peut prononcer celle de l'établissement.

Il en est de même lorsqu'une seconde infraction aux dispositions des articles L. 731-2, L. 731-3, L. 731-4, L. 731-5 ou L. 731-6 est commise dans le courant de l'année qui suit la première condamnation. Dans ce cas, le délinquant peut être frappé, pour une durée n'excédant pas cinq ans, de l'incapacité édictée par l'article L. 731-7.

Article L. 731-11 (届出事項と欠格)

Lorsque les déclarations faites conformément aux articles L.731-3 et L.731-4 indiquent comme professeur personne frappée d'incapacité ou contiennent la mention d'un sujet contraire à l'ordre public ou aux bonnes mœurs, le procureur de la République peut former opposition dans les dix jours. L'opposition est notifiée à la personne qui a fait la déclaration.

La demande en mainlevée est formée devant le tribunal compétent, soit par déclaration écrite au bas de la notification, soit par acte séparé, adressé au procureur de la République. Elle est portée à la plus prochaine audience. En cas de pourvoi en cassation, le recours est formé dans la quinzaine de la notification de l'arrêt, par déclaration au greffe de la cour ; il est notifié dans la huitaine, soit à la partie, soit au procureur général, suivant le cas, le tout à peine de déchéance. Le recours formé par le procureur général est suspensif. L'affaire est portée directement devant la Cour de cassation.

Article L. 731-12 (有罪の場合の講義閉鎖)

En cas de condamnation pour délit commis dans un cours, le tribunal peut prononcer la fermeture du cours.

La poursuite entraîne la suspension provisoire du cours ; l'affaire est portée à la plus prochaine audience.

Article L. 731-13 (国民教育省による査察)

I. -Les cours ou établissements d'enseignement supérieur privés sont toujours ouverts et accessibles aux délégués du ministre chargé de l'enseignement supérieur.

La surveillance ne peut porter sur l'enseignement que pour vérifier s'il n'est pas contraire à la morale, à la Constitution et aux lois.

II. -Le fait de refuser de se soumettre à la surveillance, telle qu'elle est prescrite au I, est puni de 3 750 euros

d'amende.

En cas de récidive dans le courant de l'année qui suit la première condamnation, le tribunal peut prononcer la fermeture du cours ou de l'établissement.

Article L. 731-14（「大学」の名称使用の禁止）

Les établissements d'enseignement supérieur privés ne peuvent en aucun cas prendre le titre d'universités. Les certificats d'études qu'on y juge à propos de décerner aux élèves ne peuvent porter les titres de baccalauréat, de licence ou de doctorat.

Le fait, pour le responsable d'un établissement de donner à celui-ci le titre d'université ou de faire décerner des certificats portant le titre de baccalauréat, de licence ou de doctorat, est puni de 30 000 euros d'amende.

Article L.731-15（講義閉鎖・罰金の適用）

Tout jugement prononçant la suspension ou la fermeture d'un cours est exécutoire par provision, nonobstant appel ou opposition.

Tous les administrateurs de l'établissement sont civilement et solidairement responsables du paiement des amendes prononcées contre l'un ou plusieurs d'entre eux.

Article L. 731-16（閉校後の措置）

En cas d'extinction d'un établissement d'enseignement privé supérieur reconnu, soit par l'expiration de la société, soit par révocation de la reconnaissance d'utilité publique, les biens acquis par donation entre vifs et par disposition à cause de mort font retour aux donateurs ou aux successeurs des donateurs et testateurs, dans l'ordreréglé par la loi et, à défaut de successeurs, à l'État.

Les biens acquis à titre onéreux sont dévolus à l'État, si les statuts ne contiennent à cet égard aucune disposition.

Il est fait emploi de ces biens pour les besoins de l'enseignement supérieur par décret en Conseil d'État, après avis du Conseil national de l'enseignement supérieur et de la recherche.

Article L. 731-17（私立技術高等教育機関への準用）

Les dispositions des articles L. 443-2⁵⁴ à L. 443-4⁵⁵ sont applicables aux écoles d'enseignement technique supérieur privées.

Article L. 731-18（国家免状授与を主たる活動とする私立高等教育機関）

Les établissements d'enseignement supérieur privés dont l'activité principale conduit à la délivrance, au nom de l'État, d'un diplôme sanctionnant cinq années d'études après le baccalauréat peuvent conclure des contrats de travail intermittent pour des missions d'enseignement, de formation et de recherche comportant une alternance de périodes travaillées et non travaillées.

Le contrat de travail est à durée indéterminée. Il doit être écrit et mentionner notamment :

- 1° La qualification du salarié ;
- 2° Son objet ;
- 3° Les éléments de la rémunération ;
- 4° Les périodes à l'intérieur desquelles l'employeur peut faire appel au salarié moyennant un délai de prévenance

⁵⁴ 私立学校の国による認証にかかる規定。

⁵⁵ 認証を受けた私立学校への助成に関する規定。

de sept jours. Le salarié peut refuser les dates et horaires de travail proposés s'ils ne sont pas compatibles avec des obligations familiales impérieuses, avec le suivi d'un enseignement scolaire ou supérieur, avec une période d'activité fixée chez un autre employeur ou une activité professionnelle non salariée. Dans ce cas, le refus du salarié ne constitue pas une faute ou un motif de licenciement ;

5° La durée minimale annuelle, semestrielle, trimestrielle ou mensuelle du travail du salarié.

Le total des heures dépassant la durée minimale fixée au contrat ne peut excéder le tiers de cette durée, sauf accord du salarié.

Le salarié employé en contrat de travail intermittent bénéficie des mêmes droits que ceux reconnus aux salariés à temps complet sous réserve, en ce qui concerne les droits conventionnels, de modalités spécifiques prévues par la convention collective, l'accord d'entreprise ou d'établissement.

Pour la détermination des droits liés à l'ancienneté, les périodes non travaillées sont prises en compte en totalité.